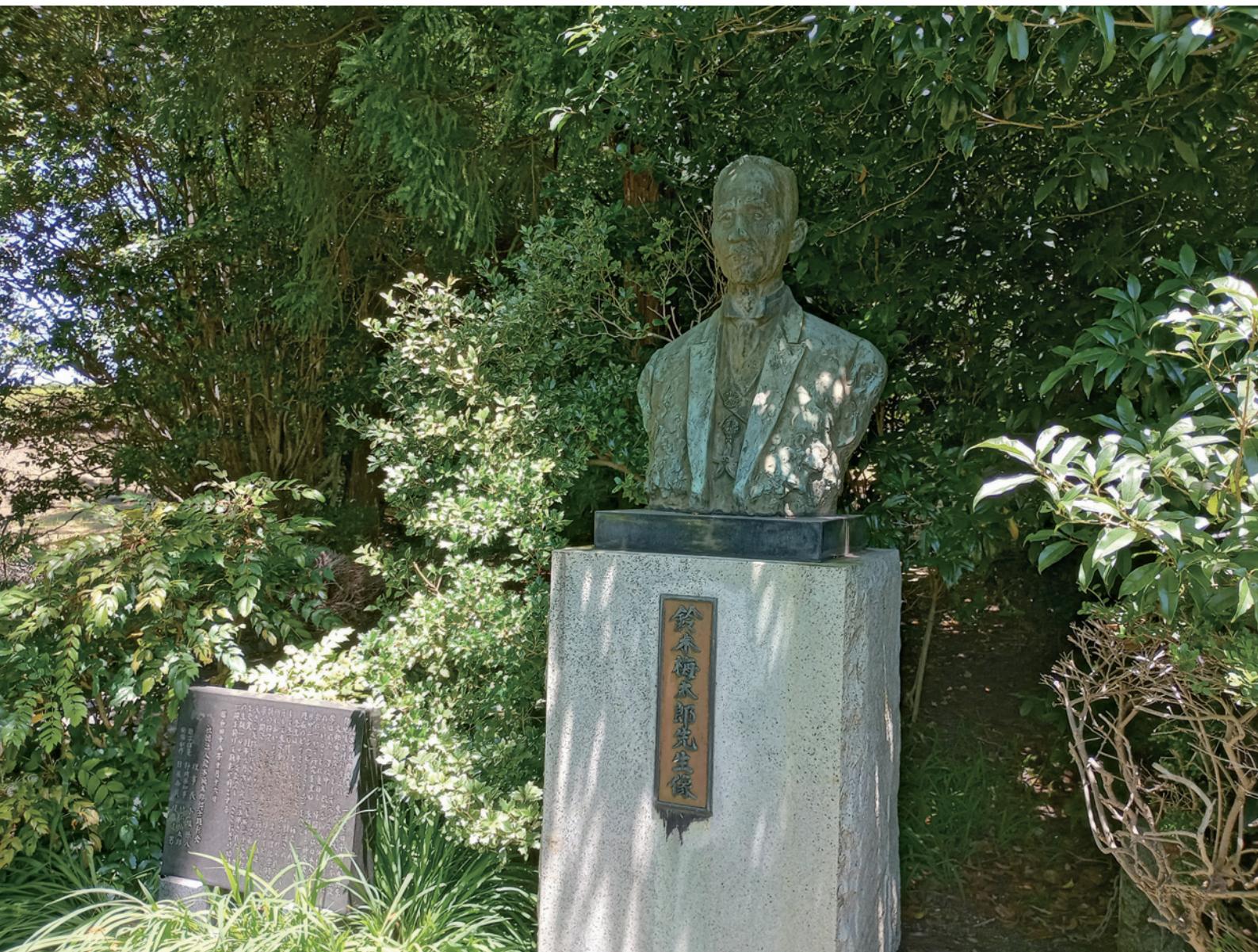


行政書士 
—gyoseisyoshi-shizuoka—

しづおか 

2022
No.307

夏号



～ 鈴木梅太郎胸像（静岡県立図書館付近）～



静岡県行政書士会

静岡再発見の旅

郷土の偉人物語 ~牧之原市編~

世界で初めてビタミンを発見 ~鈴木梅太郎~

【学ぶために歩いて上京】

鈴木梅太郎は1874年（明治7年）、静岡県榛原郡堀野新田村（現：牧之原市堀野新田）にある農家の二男として生まれました。

小学校を卒業した後は地元の私塾などで学んでいましたが、もっと高度な学問を身に付けたいと東京への進学を希望します。

家計が苦しいことなどの理由からその申し出は両親からは拒絶されてしまいますが鈴木の思いは変わらず。

数え年15歳の時に意を決し、わずかな所持金だけを持って単身上京。

数日間東海道を歩き続けて東京に辿り着きました。



【鈴木が少年時代を過ごした牧之原市の海岸】

上京翌年の1889年（明治22年）、鈴木は「農民のための学問」を志して東京農林学校予科に入学し農芸化学を専攻。この学校は明治23年に帝国大学農科大学（現：東京大学農学部）と名称が改められ、鈴木は首席で卒業しました。博士号を得た後はヨーロッパに渡りベルリン大学に留学。

ノーベル化学賞を受賞するエミール・フィッシャーのもとで主にタンパク質やアミノ酸の分析について学びました。

【オリザニンの発見】

鈴木が留学時に衝撃を受けたのは、ヨーロッパ人の体格は日本人のそれが比べ著しく屈強だったことでした。そしてこれは食物に起因するのではないかと仮説を立てたのです。

日本人が主食としているコメに含まれるタンパク質は、ヨーロッパ人が良く食べる肉のものよりも劣っているのではないか。



【鈴木の資料が所蔵されている牧之原市史料館】

そう考えてコメと肉のタンパク質についての分析・比較実験に打ち込みます。

研究を進めていくうち、ニワトリとハトを白米で飼育すると脚気同様の症状が出て死亡してしまうこと、コメ糠・麦・玄米には脚気を予防して快復させる成分があること、白米はいろいろな成分が欠乏していることが分かってきました。

中でもコメ糠の有効成分に特に強い興味をもった鈴木は、以後その化学抽出を目指して研究を進めています。

そして1910年（明治43年）、微量で著しい治療効果のある新しい栄養成分として「オリザニン」を発表しました。



この成分は脚気にとどまらず生命の生存に不可欠な未知の栄養素であることを強調していた点で新規性がありました。

しかし、脚気は細菌によって引き起こされると信じていた当時の医学界は、専門外の農芸化学者だった鈴木の発言を受け入れることはませんでした。

【後発の研究がノーベル賞受賞】

鈴木がオリザニンを発見した翌年、ポーランドの科学者であるフンクがコメ糠から同様の物質を分離し、生命(ビタ)に不可欠な有機化合物(アミン)という意味をこめて「ビタミン」と命名しました。

更に1929年、脚気のニワトリを用いて実験したオランダの生化学者エイクマンはイギリスの生化学者ホプキンスと共に「抗神経炎ビタミンB1の発見」によりノーベル化学賞を受賞します。

上記は鈴木と同様の研究を行った結果でしたが、先駆者である鈴木が世界的に評価されることはありませんでした。

なぜなら、ドイツ語で論文が翻訳されたとき、論文の肝である「オリザニンは新しい栄養成分である」ことを説明した一行が見過ごされて訳出されなかったのです。

そのため翻訳論文は不充分なものになってしまい、人目を惹く独自性が失われてしまいました。

翻訳が完全なものであればどうなっていたのか、つくづく残念でなりません。

【今なお特筆される業績】

1917年（大正6年）理化学研究所主任研究員を嘱託され、コメを用いない合成酒の製造やビタミンAの製品化にも貢献しました。

栄養教育・食糧行政・産業振興などにも多大の貢献を果たしたことが評価され、1943年（昭和18年）に農芸化学分野で最初の文化勲章を受けました。

静岡県では彼の業績を顕彰した「鈴木梅太郎博士顕彰会」が活動しており、毎年県内の中学・高校生の優れた理科研究論文に対し「鈴木梅太郎賞」を贈っています。



【学問を志す者が集まる図書館に向けて胸像は建立されている】



【胸像傍らの記念碑】

参考文献：相良町企画調整課「郷土の偉人 鈴木梅太郎」2003年（平成15年）

今回は牧之原市の偉人を取り上げさせて頂きました。皆様の地元で紹介したい方がいましたら、広報委員会までお知らせ下さい。



CONTENTS

| | |
|-----------------------------|----------------|
| 令和4年度静岡県行政書士会定時総会 | 3 |
| 会長挨拶 | 4 |
| ご来賓挨拶 | 5 |
| 顕彰者のご紹介 | 8 |
| 定時総会報告 | 9 |
| 令和4年度静岡県行政書士会政治連盟定期大会 | 10 |
| 令和4年度日本行政書士会連合会定時総会 | 12 |
| 静岡県行政書士会本会構成員一覧表 | 13 |
| 岩瀬義臣会員が黄綬褒章を受章されました | 16 |
| 島田掛川信用金庫と会議の場を設けました | 16 |
| 「教えて先輩！」 | 17 |
| 風俗保健委員会 | |
| 国際委員会 | 19 |
| 仕事に役立つIT活用 第15回「PDFファイルの結合」 | 広報委員会 柴 友理 21 |
| 今さら聞けないビジネス用語 | 広報委員会 菊池 美弥 23 |
| 幸せの小箱 前号回答 | 広報委員会 酒井佑一郎 24 |
| 幸せの小箱 | 広報委員会 柴 友理 26 |
| 掲示版 | 27 |
| 会員の動静 | 30 |
| 会議議事内容 | 36 |
| 編集後記 | 42 |



～牧之原開墾の記念碑～

静岡県立大学と静岡県立中央図書館に挟まれた緑溢れる遊歩道を進むと鈴木梅太郎胸像があります。

少し分かりにくい場所にありますが、お近くにお越しの際は散歩がてら立ち寄ってみてはいかがでしょう。

胸像は県内ではもう1箇所、鈴木が通った牧之原市立地頭方小学校にも建立されています。

令和4年度静岡県行政書士会定時総会

日時：令和4年5月20日(金) 会場：アクトシティホテル浜松 4階「平安」



総会風景



浜松市長 鈴木康友様



功労者表彰



正副議長



久しぶりの懇親会

令和4年度 静岡県行政書士会定時総会

日時：令和4年5月20日 会場：オークラアクトシティホテル浜松

会長挨拶

静岡県行政書士会会长 平岡 康弘

皆さん、こんにちは。コロナウイルス感染により様変わりした生活が約2年半になろうとしています。ウイルス発生当初は、得体の知れない病気に戸惑うばかりでしたが、今はウィズコロナの意識が高まり、徐々に以前の社会に戻りつつあります。

しかしながら、ウイルスによる脅威は安心できるまでのものではなく、今年度の総会も限られた方々のみ、御来賓をお招きしての開催となりました。

その中で、本当に忙しい中、お時間をとっていたい鈴木康友浜松市長、静岡県経営管理部総務局長宮越美緒子様、そして日本行政書士会連合会副会長高尾明仁様においては、遠いところからお越しいただき、ありがとうございます。

さて、前年度は2度の延期を経て、ことしの2月、元宮崎県知事東国原英夫氏を招き、記念講演をいただき、行政書士法制定・静岡県行政書士会創立70周年記念式典を、会場の規模を最小限にして、ライブ配信を交えて執り行いました。

また、熱海市土砂災害に係る被災者支援活動、コロナ支援対策により実施した各支援金申請サポート、総務省からの委託事業のマイナンバー普及事業での申請代理など、異例の事業活動となりました。これは今年度も継続した事業となっています。

コロナ支援金申請サポートや、マイナンバー申請代理の活動は、急速に進むデジタル化の中で、私たち行政書士が電子申請を行う行政手続きの専門家としてきちんと代理権を行使し、国民、県民の利益が損なわれることのない制度やシステムの構築の礎になることです。電子申請は国だけではなく、県市町も同様です。今後、県市町にも私たちの制度を理解していただくよう、働きかけていく必要があります。支部の皆様とも協力して進めてまいりたいと思います。

本日、御来賓としてお見えになっている宮越美緒子様は、静岡県デジタル推進官でもありますので、このこともよろしくお願ひしたいと思っております。幸いに、私たちが静岡県デジタル戦略局デジタル戦略課に

訪問し、お伺いしたところ、資格を紐付けした代理申請のシステム構築を考えていただいているとのお話を聞くことができました。引き続き、情報交換、協力体制を維持してまいりたいと考えています。

私が当会会長に就任させていただき6年目

を迎えるとしています。就任して間もなく取り組んだ1つに、拡大した組織をコンパクトにまとめることでした。行政書士の業務は、社会の変遷に伴い、たくさんの新しい業務が生まれました。その中で私たちは法律専門職として、そしてまた社会的に認識された立場での要求に応えるための組織ではありますが、限られた原資の中でそれを継続していくには、多くの不安を持たざるを得ませんでした。

一旦拡大した組織を縮小することはなかなか難しいものでした。しかしながら、役員初め、委員の方々の御理解と協力を得て、何とか現在に至っているのは皆様も御承知のことだと思います。

予算においても、収支均衡を目指して取り組んできました。今年度の総会議案書にあるように、やっとその予算を組むことができましたが、これからも会として取り組まなければならないことは増えていくばかりです。限られた原資の中で何を優先するのか、どう事業計画を立てるのか、知恵を絞って取り組んでいかなければなりません。

70周年を節目とし、今まで培ってきたことを皆様とともにさらに躍進させ、行政書士制度を今以上充実したものにしていかなければなりません。きょうのこの総会がその一役を担うよう、皆様方の実りある御意見、御提案がいただけたら幸いです。今日1日よろしくお願ひいたします。



ご来賓祝辞

静岡県知事 川勝 平太 様

(静岡県経営管理部総務局局長兼デジタル推進官 宮越美緒子様代読)

令和4年度静岡県行政書士会定時総会の開催に当たり、一言お祝いを申し上げます。

本日は会員の皆様の御出席のもと、総会がこのように盛大に開催されますことを心からお喜び申し上げます。また、皆様方には日ごろより本県行政の推進に多大な御理解と御協力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

さて、本年4月1日、改正民法施行により、約140年ぶりに大人の定義が見直され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これにより18歳、19歳の若者が積極的に社会活動に参加していくようになることが期待されます。

その一方で、これらの若者が保護者の同意なく契約をすることができるようになり、消費者被害の拡大も懸念されるところであります。行政書士の皆様におかれましては、その専門的な知見を生かし、新たに大人として社会で活躍しようとする若者にぜひお力添えをいただきたいと存じます。

本県では、昨年7月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害で多くの方が被災され、甚大な被害が生じました。県としても県内市町と協力し、応急住宅の確保など、復興に向けて全庁挙げて取り組んでまいりました。

貴会におかれまして

は、大規模災害時被災者支援協定に基づく罹災証明の交付代理申請や、静岡県災害対策事業連絡会相談会への職員、相談員派遣といった県民の皆様に寄り添っ

た御支援をいただき、感謝申し上げるとともに、深く敬意を表する次第であります。

新型コロナ危機を契機に、暮らし方や働き方、人の流れが大きく変化し、『東京時代から静岡時代へ』とも言うべき地域がイニシアチブをとって、変革の主体となる時代が到来しています。県では時代の転換点をチャンスととらえ、本年3月に策定した静岡県の新ビジョン後期アクションプランのもと、『地方活躍時代を牽引する富国有徳の美しいふじのくにづくり』を着実に推進してまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、静岡県行政書士会のさらなる御発展と、会員の皆様の御健勝を祈念申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

令和4年5月20日 静岡県知事川勝平太



ご来賓祝辞

浜松市長 鈴木 康友 様

皆さん、こんにちは。本日は令和4年度静岡県行政書士会定時総会の御盛会、誠におめでとうございます。平素は皆様には、市民の方からさまざまな行政に係る相談業務でありますとか、あるいは各種行政手続きの申請等、まさにまちの身近な法律家として大変御活躍をいただいておりますことに、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

先ほど、平岡会長からもコロナについてのお話がございましたけれども、我々のコロナとの闘いも2年以上が過ぎてまいりまして、最近は、新規感染者はまだまだ高止まりしているのですけれども、決定的な以前との違いは、重症者が激減をしたということあります。ほとんどが軽症、未症状の方でございます。これもワクチンの成果ではないかなというふうに思いますし、間もなく経口治療薬、飲み薬も認可をされるはずでございますので、そろそろ我々は日常を取り戻してきている。

きょうもこうしてリアルで大きな会合を開くことができておりますけれども、秋口ぐらいには出口が見えてくるのではないかと、期待も込めているところでございます。そうして早くコロナを克服して、日常を取り戻していくかというふうに思っております。

さて、今年度の浜松市の政策の重要テーマは「サスティナブルな地域社会の創造」というものでございます。サスティナブル、いわゆる持続可能な地域社会をつくっていくということでございまして、これのためにはあらゆる主体に参画をして協力をしていかなければなりません。そうした中、行政書士の先生方に我々も大いに期待をしているところであります。これからどんどん人口が減って、あるいは高齢化が進むということで、いろんな社会の歪みが出てきている、こういう社会課題を解決するには、地域がサスティナブルな形になっていくことがとても大事でございます。

例えば人口減少でございまして、労働力人口が今減少しています。これから働き手が足りなくなるということで、必ず外国人材の活用が必要となってまいります。私が大変敬愛し、また大変日ごろよりお世話になっている菅前総理が官房長官時代、今まで労働目的の外国人は日本に入れないという大方針がありましたけれども、大方針転換をいたしまして、まだまだ制約はあるとはいえ、特定技能という新たな制度をつくって、

本格的に外国人を受け入れるという方針を打ち出されました。これから恐らく業種も増えていき、規制も緩和されていくと思いますので、今後ますます外国人材が日本に入ってくるはずでございます。

そうした中にあって、外国人の雇用の申請でありますとか、あるいは外国人の在留申請、こうしたものに行政書士の先生方に大いに御活躍をいただいているわけでございまして、その役割がますますこれから大きくなっていくものと思います。

また、サスティナブル、持続可能な地域社会をつくっていくために、住民同士が支え合う共助型の仕組み、共助型の社会をつくっていかなければなりません。こうした人口減少で高齢化になれば、ますます高齢者が孤立をしていくということで、みんなで社会総ぐるみで高齢者を支えていかなければいけないわけです。

今は高齢化によって身寄りのない一人暮らしの高齢者なども増えています。医療や介護だけではなく、NPOとか自治会とか、あらゆる主体が一緒になって地域を支えていくという地域包括ケアというものの仕組みづくりが進んでいますけれども、こうした身寄りのないお年寄りが、認知症を患ったり、障がいを持ったりしますと、こうした皆さんのが不利益に陥らないように、今非常に期待をされているのが成年後見人制度でございまして、こうした皆さんの財産管理でありますとか、契約行為の代行でありますとか、こうしたことに関しても、行政書士の先生方に対する期待は大変大きいというふうに思います。

ぜひ、今後も我々が取り組んでいきますサスティナブルな地域社会の創造につきまして、行政書士の先生方に一層御理解と御尽力、御協力を賜るようお願いを申し上げる次第でございます。

結びに当たりまして、静岡県行政書士会のますますの御発展と、御臨席の皆様方の御健勝、御活躍を祈念いたしまして、御挨拶にかえさせていただきます。本日は誠におめでとうございました。



ご来賓祝辞

日本行政書士会連合会会長 常住 豊様
(日本行政書士連合会副会長 高尾明仁様代読)

このたび、令和4年度の静岡県行政書士会定時総会が開催されますことを心よりお喜び申し上げます。また、平素より平岡会長初め、静岡県行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会の事業運営に多大なる御理解と御協力を賜り、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症はいまだ収束には至らず、引き続き多くの国民や事業者の方々がさまざまな支援策を必要とする状況が続いている。このような中、昨年10月、行政書士制度70周年記念式典を高円宮妃殿下御臨席のもと、三権の長、総務大臣を初め、御来賓の皆様をお迎えし、開催することができました。

御来賓の方々からは、国や地方自治体のコロナ対策や自然災害の被災者支援について、行政書士が支援を求める方々と行政との間で重要な役割を担ってきたことへの謝意が述べられました。社会における行政書士の存在意義が増していることを実感するとともに、私たち会員にとって大変励みとなりました。

私たちはこの1年もコロナ禍における政府の各種施策に積極的に協力してまいりました。中小企業庁による一時支援金や事業復活支援金等の各制度では、申請サポートや登録確認機関としての役割に取り組み、対応の実績を積み上げてまいりました。

また、コロナ禍の影響を受けた生活衛生事業者の支援についても、各単位会の御協力をいただき、活動を継続しています。これからも積極的な支援を推進してまいります。

また、コロナ対策の有効な手段としても重要性を増していく社会のデジタル化に関しては、だれ一人取り残さないデジタル社会を実現させるために、私たち行政書士が国民と行政をつなぐ役割をしっかりと果たしていかなければなりません。あわせて、会員全体のデジタル分野での対応力の強化も重要な課題です。

日行連では、デジタル推進本部や行政書士制度調査室を中心に、デジタル社会での行政手続きにおいても、行政書士による代理申請を可能とするシステム環境の整備を要望しています。このほか、積極的な提言、行政書士活用の要望、また総務省から委託を受けているマイナンバーカード代理申請事業などのデジタル基盤整備に関する事業を展開してまいります。

特にこのマイナンバーカード代理申請事業につきましては、マイナポイント付与対象となる9月末までが大きな区切りとなります。静岡県行政書士会の皆様におかれましても、自治体との連携を深め、相談員を増員するなどの体制を強化していただきたいと存じます。1件でも多く代理申請をすることが、デジタル社会の基盤構築と行政書士制度の発展につながりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

今般のロシアにおけるウクライナ侵攻は、国際社会における

平和と秩序、安全を著しく脅かすものです。戦禍を逃れ、来日する避難民の方々が安心して生活できる環境づくりの手助けをすることは、国際関係業務を担う私たち行政書士の使命です。

このたび、在留資格に関する支援を柱に据え、避難民等在留支援事業を開始いたしました。4月21日にはNHKの取材を受け、ニュースとして放映されたところです。また、5月11日にウクライナ大使館を訪問し、避難民の方々の実情やニーズをお伺いしてまいりました。

私たちは適正な在留資格申請手続きに取り組むことを通じて、在留資格が人権擁護に直結することを訴えてまいります。このことは在留資格に関する業務を行政書士が担っていることを国民の皆様、行政、外国の人々に広めることになり、ひいては在留資格関係業務を維持発展することにつながります。各団体と協力して支援に取り組ませていただきます。

加えて、行政書士法の改正に向けては、理事会で議決した各項目に関する実態の調査や課題の整理を行っています。多くの学識経験者の皆様の御協力をいただき、行政書士制度に関する研究会を立ち上げました。内部における整理・検討に加え、アカデミックな視点からも、法改正を含め、将来の行政書士制度を研究してまいります。

また、総務省自治行政局行政課とも定期的に意見交換を重ねています。行政書士制度がより一層充実したものとなるよう、法改正に向けた活動を推進してまいります。

一方で、行政書士制度の充実を図るために、私たち会員一人一人が資質の向上に努めなければなりません。加えて、本年度の日行連定時総会において倫理研修の受講義務化に関する措置を議案としていることを初め、職務上請求書の適正な使用に関する規則も改めました。各単位会にも御協力いただされることとなりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

行政書士は地域に密着し、国民に寄り添うまちの法律家として、その存在がより一層強く社会から求められてくるものと確信いたしております。どうぞ、皆様方におかれましては、引き続き御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びとなりますが、静岡県行政書士会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、お祝いの御挨拶とさせていただきます。

令和4年5月20日、日本行政書士会連合会会長常住豊



顕彰者のご紹介

行政書士業務功労表彰者

田畠 浩 会員
渡邊 政年 会員

写真コンクール入選者

| | | | |
|-----|-------|----|---------------|
| 会長賞 | 前田 芳秀 | 会員 | 「近場でリゾート気分」 |
| 優秀賞 | 野中 房代 | 会員 | 「子熊のお散歩 知床より」 |
| 優秀賞 | 三澤 五朗 | 会員 | 「波風に涼む馬ロック」 |
| 優秀賞 | 柳田ゆかり | 会員 | 「紅葉のコキアと富士山」 |
| 入 賞 | 石井 康一 | 会員 | 「秋色」 |
| 入 賞 | 鈴木 芳雄 | 会員 | 「秋桜の空」 |
| 佳 作 | 鎌田 俊己 | 会員 | 「晚秋の上高地」 |
| 佳 作 | 竹内 一登 | 会員 | 「浜松駅夜景」 |
| 佳 作 | 村松 正利 | 会員 | 「秋の空」 |

会報投稿者

藤浪 国廣 会員



令和4年度静岡県行政書士会定時総会議事録

日 時：令和4年5月20日(金) 自13時30分至15時43分
 会 場：静岡県浜松市中区板屋町111-2

会員数：1,527名（令和4年5月20日現在、個人会員のみ）

1. 開会の辞
倫理綱領唱和
2. 物故会員追悼
物故者氏名報告
3. 静岡県知事表彰
4. 静岡県行政書士会顕彰規程に基づく表彰状、感謝状及び記念品贈呈
5. 写真コンクール受賞者記念品贈呈
6. 会長挨拶
7. 来賓紹介
8. 来賓祝辞
9. 祝電披露
10. 新入会員紹介

11. 議長、副議長選出

司会者が、議長及び副議長の選出について議場に諮ったところ、「司会者一任」との声があった。司会者は、慣例により前年度の支部長協議会の議長、副議長を指名し、全会一致で承認された。

議長 沼津支部 小関 剛 会員
 副議長 志太支部 田中めぐみ 会員

12. 議長団就任挨拶

13. 議事録署名人選出

議長が、議事録署名人の選出について議場に諮ったところ、「議長一任」との声があった。議長は、議事録署名人に次の2名を指名した。

沼津支部 川口 修 会員
 志太支部 新村 将美 会員

14. 出席者状況報告

土田総務委員会統括部長は5月20日現在の出席者状況を報告。

会員総数 1,527名（個人会員のみ）



| | |
|-----------------------------|--------|
| 出席会員数 | 208名 |
| 委任状提出者数 | 981名 |
| うち代理権行使者が欠席した等により無効となった委任状数 | 36名 |
| 委任状有効数 | 945名 |
| うち会長職務代理に委任した者 | 808名 |
| その他の者に委任した者 | 137名 |
| 議決権行使者数 | 1,152名 |

以上の通り定足数が充足している旨を報告し、議長に委任状とその一覧表を提出した。

議長は、上記報告を受け、静岡県行政書士会会則第22条に基づき本会議の成立を宣言し、開会を告げた。

15. 議 事

議長は、本総会の会期が総会次第により本日1日限りであることを告げ、議案に対し、事前に提出された質疑通告書は1通、質問は3件であると述べた。

ここで議長は、関連議案を一括上程することを議場に諮り、承認された。

第1号議案 令和3年度事業及び会務報告

第2号議案 令和3年度収支決算報告の件

議長は、関連する第1号議案及び第2号議案を一括上程し、最初に第1号議案の説明を平岡会長に求めた。

平岡会長は、第1号議案に関して、令和3年度事業及び会務報告として、事業計画の基本方針に添った運営を行ったと内容を説明した。

次に、議長は、第2号議案の説明を五條経理委員会統括部長に求めた。

五條経理委員会統括部長は、令和3年度収支決算報

告の詳細内容を説明した。

関連して、中山代表監事が静岡県行政書士会会則第14条第5項及び同第40条の2に基づく中間監査を令和3年10月15日、期末監査を令和4年4月13日に行い、経理及び役員の業務執行状況を監査した結果、適正に執行されていると報告を行った。

議長は、事前にこれらの議案に対する質疑の通告書を提出した西遠横井豪一会员に発言を許した。

西遠支部横井豪一会员から第1号議案に関する質問があり、五條副会長（コンプライアンスG統括部長）が回答。その後、再質問についても同副会長が回答して質疑応答を修了した。

議長は、一括上程した第1号議案及び第2号議案の承認を議場に諮ったところ、賛成多数で原案通り可決承認された。

第3号議案 令和4年度事業計画（案）の件

第4号議案 令和4年度収支予算書（案）の件

議長は、関連する第3号議案及び第4号議案を一括上程し、第3号議案の説明を平岡会長に求めた。

平岡会長は、第3号議案に関して、基本方針に基づく令和4年度事業計画案の詳細な説明を行った。

次に、議長は第4号議案の説明を五條経理委員会統括部長に求めた。

五條経理委員会統括部長は、第4号議案に関して、令和4年度収支予算書案は、令和4年度事業活動計画に沿った予算編成に基づき作成したものであると、詳細内容を説明した。

議長は、事前にこれらの議案に対する質疑の通告書を提出した横井会員に発言を許した。

西遠支部横井豪一会员から第3号議案に関する質問があり、五條副会長（コンプライアンスG統括部長）が回答。その後再質問については、同副会長及び会長が回答して質疑応答を修了した。

議長は、第3号議案及び第4号議案の承認を議場に諮り、賛成多数で原案通り可決承認されたため、一括上程した第3号議案令和4年度事業計画（案）及び第4号議案令和4年度収支予算書（案）の（案）の抹消を告げた。

議長は、本総会に付議された全議案の審議が終了したことを告げ、退任挨拶の後、正副議長席を退席した。

16. 閉会の辞

令和4年度静岡県行政書士政治連盟定期大会議事録

日 時：令和4年5月20日(金) 自16時00分至16時55分
会 場：オークラクトシティホテル浜松4階「平安」

静岡県浜松市中区板屋町111-2

会員数：1,483名（令和4年5月20日現在）

1. 開会の辞

2. 会長挨拶

3. 議長、副議長選出

司会者は、議長及び副議長の選出について議場に諮り、「司会者一任」との声をうけ、慣例により分会長会議の議長、副議長を指名し、全会一致で承認された。

議長 志太分会 田中 めぐみ 会員

副議長 沼津分会 小関 剛 会員

4. 議長団挨拶

5. 議事録署名人指名

議長は、議事録署名人の選出について議場に諮り、「議長一任」との声をうけ、議事録署名人に次の2名を指名した。

志太分会 和田野みよ子 会員

沼津分会 川口 修 会員

6. 資格確認（出席状況報告）

五條幹事長は、5月20日現在の出席者状況を報告。

| | |
|------|--------|
| 会員総数 | 1,483名 |
|------|--------|

| | |
|------|------|
| 出席者数 | 187名 |
|------|------|

| | |
|---------|------|
| 委任状提出者数 | 962名 |
|---------|------|

| | |
|--------------------|--|
| うち、代理権行使者が欠席した等により | |
|--------------------|--|

| | |
|------------|-----|
| 無効となった委任状数 | 39名 |
|------------|-----|

| | |
|--------------|--------|
| 委任状有効数 | 923名 |
| うち、幹事長に委任した者 | 794名 |
| その他の者に委任した者 | 129名 |
| 議決権行使者数 | 1,109名 |

定足数の充足を報告し、議長に委任状とその委任者一覧表を提出した。

議長は、報告を受け、静岡県行政書士政治連盟規約第14条第2項に基づき本会議の成立を告げ、開会した。

7. 議 事

議長は、本大会の会期が本日1日限りであることを告げた。

事前に議案に対する質疑通告書は1通であると告げ、関連議案を一括上程することを議場に諮ったところ、異議無しとの声があり、一括上程が承認された。

第1号議案 令和3年度運動報告の件

第2号議案 令和3年度収支決算書報告の件

議長は、第1号議案及び第2号議案を一括上程し、児島会長に第1号議案の説明を求めた。

児島会長は、第1号議案令和3年度運動報告の内容について詳細説明を行った。

次に、議長は五條幹事長に第2号議案の説明を求めた。

五條幹事長が第2号議案令和3年度収支決算書報告の詳細を説明した。

引き続き議長は、静岡県行政書士政治連盟会計監査の代表として中山会計監査に、監査報告を求めた。

中山会計監査は、静岡県行政書士政治連盟規約第7条第7項により、令和4年4月13日に令和3年度期末監査会を実施、本連盟の経理及び業務を監査した結果、適正に執行されているとの報告を行った。

議長は、一括上程した第1号議案及び第2号議案の



承認を議場に諮り、異議無く満場一致により原案通り可決承認された。

第3号議案 令和4年度運動方針（案）の件

第4号議案 令和4年度収支予算書（案）の件

議長が第3号議案及び第4号議案を一括上程し、児島会長に第3号議案の説明を求めた。

児島会長が、第3号議案令和4年度運動方針（案）の内容について説明を行った。

次に、議長は第4号議案について、五條幹事長に説明を求めた。

五條幹事長が、第4号議案令和4年度収支予算書（案）の詳細説明を行った。

議長は、事前にこれらの議案に対する質疑通告書を提出した西遠横井豪一会员に発言を許した。

西遠支部横井豪一会员から第3号議案に関する質問があり、児島会長から指名があった内山副幹事長（静岡県行政書士会農地土木委員会統括部長）が回答。その後、再質問についても同副幹事長が回答して質疑応答を修了した。

議長は、一括上程した第3号議案及び第4号議案の承認を議場に諮り、異議無く満場一致をもって原案通り可決承認された。

議長は、一括上程した第3号議案令和4年度運動方針（案）及び第4号議案令和4年度収支予算書（案）に記載された（案）の文字の抹消を告げた。

議長は、本大会に付議された全議案の審議が終了したことを告げ、退任挨拶を行い、正副議長席を退席した。

8. 閉会の辞

令和4年度日本行政書士会連合会定時総会

日時 令和4年6月16日

午後1時～午後6時

場所 ホテルニューオータニ

令和4年6月16日午後1時より令和4年度日本行政書士会連合会定時総会が開催され、47単位会代議員251名をはじめ、来賓、傍聴人、日行連関係者の方々が参集しました。

静岡会からは、平岡康弘会長、土田哲副会長、渡邊政年副会長、児島良孝副会長、五條義人副会長、中山正道副会長、神木俊典常任理事、田畠浩常任理事、内山亮常任理事が代議員として出席しました。

また、総会に先立ち総務大臣表彰および日本行政書士会連合会長表彰が執り行われ、静岡県行政書士会か

らは、15名の会員が日本行政書士会連合会長表彰を受賞されました。

受賞者の皆様

藤田敏郎会員、鈴木 武会員、安田正晃会員、河野洋昭会員、川田 誠会員、谷口民衛会員、天野敏彦会員、小倉正稔会員、藤田幸雄会員、中山 誠会員、古屋初男会員、川口 修会員、石津勇夫会員、石井康一会員、中村聰介会員

また、同会場において令和4年6月17日午前9時30分から11時30分には日本行政書士政治連盟定期大会が開催され児島良孝政連会長以下幹事が出席してきました。



令和4年度本会構成員一覧表

| (1) 業務拡充開発部門 | 常任理事会構成員 | | 部長を除く委員会等構成員 | | |
|------------------|----------|---------------|---------------|---------------|----------------------------|
| | 理事・人材B・K | | | | |
| 固定型委員会 | 総括部長 | 統括部長 | 委員長 | 委員 | |
| 1) 行政書士パワーアップ委員会 | | 戸本由紀子 (志太) | 白井正則 (中遠) | 村松貴史 (中遠) | 成瀬記言 (西遠) |
| 常時型G組織 | 総括部長 | 統括部長 | キャプテン | 委員 | |
| 1) 公共等業務受託管理G | | 鈴木 晃 (西遠) | 谷口民衛 (御殿場) | 八木宏昌 (御殿場) | 福島功斗至 (静岡) 市川祐介 (西遠) |
| 有限型P・T | 総括部長 | 統括部長 | チーフ | 委員 | |
| 1) 食品衛生管理研究P・T | | 中山正道 (掛川) | 山本訓靖 (志太) | 片山富士男 (静岡) | 成瀬記言 (西遠) |

| (2) 業務普及推進活動部門 | 常任理事会構成員 | | 部長を除く委員会等構成員 | | |
|------------------|----------|---------------|---------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| | 理事・人材B・K | | | | |
| 固定型委員会 | 総括部長 | 統括部長 | 委員長 | 委員 | |
| 1) 農地土木委員会 | | 内山 亮 (西遠) | 藤田幸雄 (島田) 副委員長 小野英則 (富士宮) | 川口 修 (沼津) 青島利光 (志太) 阿部浩明 (西遠) | 渡邊和良 (富士) 鷺坂隆太 (榛原) 花田博伸 (静岡) |
| 2) 運輸委員会 | | 田畠 浩 (伊豆) | 村松貴史 (中遠) | 米原 透 (沼津) 曾根 賢 (志太) | 今泉太助 (沼津) 増田敏子 (榛原) 石津勇夫 (静岡) 平井理喜 (西遠) |
| 3) 環境委員会 | | 児島良孝 (静岡) | 桜井俊文 (中遠) 副委員長 山本佳延 (榛原) | 横井博人 (富士) | 小野田正弘 (静岡) 鎌田俊己 (中遠) |
| 4) 建設業委員会 | | 戸本由紀子 (志太) | 塩崎宏晃 (西遠) | 石井康一 (伊豆) 西村陽子 (静岡) | 竹内 愛 (沼津) 鳥居直樹 (中遠) 橋村賢治 (富士) 下位彩緒理 (西遠) |
| 5) 法人・知財・企業支援委員会 | | 中山正道 (掛川) | 成瀬記言 (西遠) | 長田怜也 (御殿場) 我妻和男 (静岡) | 中津川浩淳 (富士宮) 加藤道幸 (西遠) 杉浦 輝 (富士宮) |
| 6) 風俗保健委員会 | | 神木俊典 (伊豆) | 黒田 忍 (静岡) | 谷口民衛 (御殿場) 増田敏子 (榛原) | 西村光二 (静岡) 金丸好孝 (志太) |
| 7) 相続家事委員会 | | 藤田由香子 (西遠) | 片山富士男 (静岡) 副委員長 佐藤正職 (富士) | 杉本憲也 (伊豆) | 名波正郎 (榛原) 天野敏彦 (西遠) |
| 8) 國際委員会 | | 児島良孝 (静岡) | 杉本和也 (沼津) | 野口弘宣 (賀茂) 村松正利 (西遠) | 花卉淳代 (静岡) 守屋和弘 (西遠) 沖 大 (掛川) 沖田祐子 (西遠) |

| (3) 协働事業部門 | 常任理事会構成員 | | 部長を除く委員会等構成員 | | |
|--------------|----------|---------------|--------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| | | | 理事・人材BK | | |
| 固定型委員会 | 総括部長 | 統括部長 | 委員長 | 委員 | |
| 1) 法教育推進委員会 | | 田畠 浩 (伊豆) | 今井敦史 (沼津) 副委員長 長野 茂 (榛原) | 岩本信幸 (伊豆) 伊藤二三 (西遠) | 菊池美弥 (沼津) 加藤智成 (西遠) 三澤五朗 (御殿場) |
| 常時型G組織 | 総括部長 | 統括部長 | キャブテン | 委員 | |
| 1) ADR運営管理G | | 鈴木 晃 (西遠) | 野口弘宣 (賀茂) | 瀬川 宏 (三島) 小渕直行 (西遠) | 上岡正栄 (三島) 松下洋之 (静岡) |
| 2) コスマス静岡支援G | | 渡邊政年 (御殿場) | 神木俊典 (伊豆) | 足立裕明 (清水) 永井克典 (西遠) | 武田典子 (沼津) 伊藤貴佳 (西遠) 曾根 賢 (志太) |
| (4) 研修監理部門 | 常任理事会構成員 | | 部長を除く委員会等構成員 | | |
| | | | 理事・人材BK | | |
| (5) 会務監理部門 | 常任理事会構成員 | | 部長を除く委員会等構成員 | | |
| | | | 理事・人材BK | | |
| 固定型委員会 | 総括部長 | 統括部長 | 委員長 | 委員 | |
| 1) 総務委員会 | | 土田 哲 (伊豆) | 杉本 守 (清水) 副委員長 川合礼恵 (三島) | 総務 岸本一輝 (西遠) 労務 | 総務・労務 水崎智美 (清水) 著作権 戸本由紀子 (志太) 加藤道幸 (西遠) 望月靖子 (島田) |
| 2) 経理委員会 | | 五條義人 (島田) | 伊藤雅夫 (清水) 副委員長 白井正則 (中遠) | 長谷川泰子 | 内山 篤 (西遠) |
| 3) 法務委員会 | | 土田 哲 (伊豆) | 中山岳夫 (静岡) | 山崎祐太朗 (伊豆) | |
| 4) 広報委員会 | | 鈴木 淳 (富士) | 伊藤 僚 (島田) | 菊池美弥 (沼津) 古橋洋美 (西遠) | 柴 友理 (志太) 酒井佑一郎 (島田) |
| 5) 災害対策支援委員会 | | 藤田由香子 (西遠) | 稻葉洋行 (三島) 副委員長 曾根順子 (掛川) | 上岡正栄 (三島) | 山本 恵 (富士) 鈴木健治 (清水) |
| 常時型G組織 | 総括部長 | 統括部長 | キャブテン | 委員 | |
| 1) 親睦大会実行G | | 鈴木 淳 (富士) | 鈴木芳雄 (島田) | 松本公毅 (御殿場) | |
| 2) 行政書士試験実行G | | 渡邊政年 (御殿場) | 松浦富雄 (島田) | 三澤五朗 (御殿場) 五條義人 (島田) | 曾根 賢 (志太) 鈴木芳雄 (島田) |
| 3) 選挙管理G | | 鈴木 晃 (西遠) | | | |
| 4) コンプライアンスG | | 五條義人 (島田) | 内山 亮 (西遠) | 堤 京一 (静岡) | 中山正道 (掛川) 鈴木 晃 (西遠) |

| 有限型 P T | 総括部長 | 統括部長 | チーフ | 委員 |
|---------------------|------|--------------|--------------|-------------------------|
| 1) デジタル推進・講習会支援 P T | | 中山正道 (掛川) | 金丸好孝 (志太) | 長谷川広明 市川祐介 (静岡) (西遠) |
| 2) 行懇・官庁訪問あり方検討 P T | | 児島良孝 (静岡) | | 常任理事会構成員 |

- 付記 1. 部門を総括する総括部長は必要あるときに各部門毎に 1 名を置くことができる。
 2. 委員会及び G、P T を統括する統括部長は複数の委員会及び G、P T 等を統括することができる。
 3. 固定型委員会には、統括部長の下、委員長のほか若干名の委員を置く。
 4. 常時型 G は、統括部長の下、G を束ねるキャブテンのほか若干名の委員を置く。
 5. 有限型 P T は、統括部長の下、P T を束ねるチーフのほか若干名の委員を置く。
 6. 委員は、理事会構成員及び人材 B K から登用することを原則とする。
 7. 総括部長、統括部長、委員長、キャブテン、チーフ及び委員を相互に兼ねることを妨げない。
 8. 固定型委員会には、副委員長を置くことができる。

| その他委員会 | | | 委員長 | 委員 |
|---------------|--|--|--------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 申請取次行政書士管理委員会 | | | 黒田 忍 (静岡) | 守屋和弘 (西遠) |
| 封印管理委員会 | | | 村松貴史 (中遠) 副委員長 米原 透 (沼津) | 田畠 浩 石津勇夫 曾根 賢 (伊豆) (静岡) (志太) 五條義人 平岡康弘 (島田) (西遠) |

岩瀬義臣会員が黄綬褒章を受章されました

2022年春の褒章受章者が発表され、岩瀬義臣会員（静岡支部）が黄綬褒章を受章しました。

黄綬褒章は業務に精励した人に贈られるもので、今回県内関係では4人が受賞されています。



岩瀬会員は1995年に会社員から行政書士に転じ、「中小企業支援」に特に力を入れられています。

静岡県行政書士会の役員についても18年務められ、行政書士制度の普及にも尽力されました。



島田掛川信用金庫と会議の場を設けました

●会議内容

成年後見制度の説明
コスモス静岡の活動説明
平成29年8月の島田信用金庫、本会、コスモス静岡の三者協定の確認

●出席者

平岡会長、渡邊副会長、五條副会長、神木常任理事
島田掛川信用金庫非常勤理事で島田掛川パートナーズ㈱代表取締役 三浦忠司 様
島田掛川パートナーズ㈱ 萩原幸尚 様



●場所

シズウェル602号室

5月26日、島田掛川信用金庫と会議の場を設けました。

島田掛川信用金庫のグループ会社である島田掛川パートナーズ㈱は様々な業務を行なっているが、成年後見業務について相談を受けた。

三者協定を有効に利活用して頂き、何かの際は遠慮なく本会やコスモス静岡へ連絡を頂くようお伝えしました。



教えて先輩！

「教えて先輩！」

会員からの業務に関する質問や疑問に、ベテランの行政書士がズバリお答えします!!

Q

食品衛生法の改正に伴い、「営業許可制度」の見直しがされていますが、業務に携わる上で必要な知識や申請方法を教えて下さい。

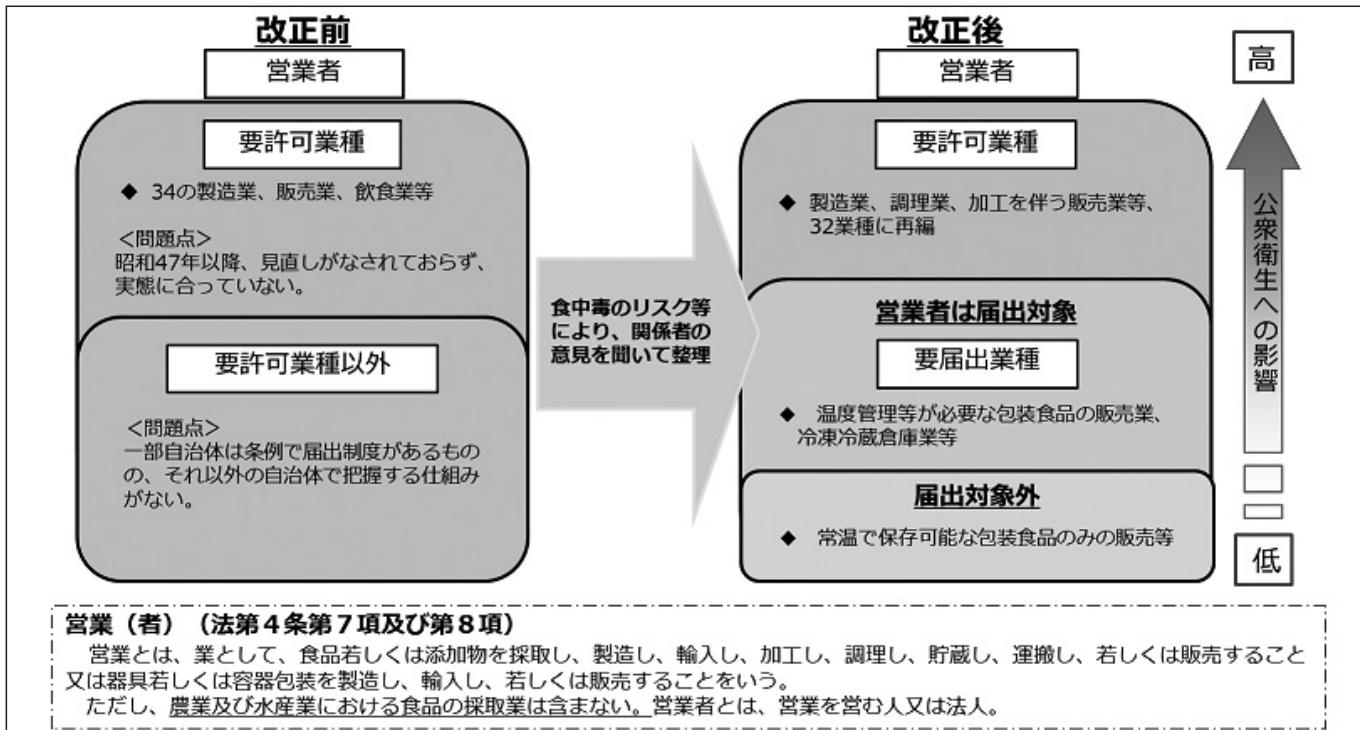
A

令和3年6月1日から、新たな「営業の許可制度」「営業の届出制度」が始まりました。

「食品衛生法」は飲食による健康被害の発生を防止するための法律です。

前回の法改正から15年が経過しており、食を取り巻く環境の変化や国際化等に対応して食品の安全を確保するため、改正が行われました。また、営業許可業種の見直しとともに、許可の要件である施設の基準も改正されました。

これまで、要許可業種として34の製造業、販売業、飲食業が政令で指定されていましたが、実態に即していないとの理由で、今回、①「要許可業種」（食中毒のリスクや公衆衛生への影響が高い製造業、調理業、加工を伴う販売業など）②「要届出業種」（温度管理などが必要な包装食品の販売業、保管業など）③「届出対象外」（常温で保存可能な包装食品のみの販売業など）の3つに分類されました。



※厚生労働省HPより

法改正後の新規の営業許可申請や更新申請には、

1. 申請書
2. 施設設備の概要（施設の図面等）
3. その他の添付書類に加えて、業種・規模によって異なりますが、以下のような新制度「HACCP－ハサップ」の書類提出が義務化されます。

①衛生管理計画 ②製品説明書 ③HACCP－ハサッププラン ④モニタリング表 ⑤改善計画書

●具体的にHACCP対応の営業許可書類とは

【新規】

- ・申請者の情報
- ・施設の所在地
- ・営業の種類 - 形態 - 主として取り扱う食品等に関する情報
- ・食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名、資格の種類／受講した講習会

- ・施設の構造及び設備を示す図面（水道水以外の水を使用する場合、水質検査の結果も必要）
- ・HACCPに沿った衛生管理の取組の別（HACCPに基づく衛生管理と考え方を取り入れた衛生管理のどちらを実施しているか）※

※複合型そうざい製造業 - 複合型冷凍食品製造業を営む者及び令和3年6月1日時点で既に営業を営んでいる者は、令和3年6月1日以降に営業許可を初めて申請する際にHACCPの取組の別を記載すること。それ以外の営業者については、次回更新時に記載することで可能としています。

● 営業届出制度の創設

- ・原則、全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務付けられることに伴い、食品衛生監視員が対象事業者を把握できるよう、営業許可の対象となっていない業種を含む営業者は、一部の届出対象外の営業者を除き、管轄の保健所に届出をする必要があります。
- ・届出する内容は、届出者の氏名、施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品等に関する情報、食品衛生責任者の氏名です。
- ・許可とは異なり、要件（施設基準）はありません。
- ・更新の必要はありません。
- ・廃業した場合は、届け出てください。



※厚生労働省HPより

◎食品衛生申請等システム

「食品衛生申請等システム」で営業許可申請や営業届出、食品等自主回収報告（リコール）をすることができます。

2021年6月1日から「食品衛生申請等システム」の本格運用が始まりました。

今まで営業所を所管する保健所の窓口で手続きをする必要のあった営業許可等の申請・届出が、オンラインにて手続きできるようになります。

但し、手数料の支払いや施設の構造及び設備を示す画面は、各保健所に提出する必要があります。

また、これまでの手続きと同様に、紙による窓口への申請・届出も引き続き行うことも可能ですが、原則オンラインを推奨する保健所がありますので、管轄する保健所に確認が必要です。

●利用方法

システムへのログイン方法は、①GビズID ②アカウントの作成のいずれかになります。

私達行政書士が代行する場合には、お客様から①又

は②の情報を提供いただくことが必要です。

入力内容については、上記に記載の情報を入力していきます。

システムへの入力を済ませ、手数料の支払いや施設の構造及び設備を示す図面を保健所に提出します。

入力した情報は、既に保健所で閲覧できるので、スムーズな手続きが可能です。

様々な申請や届出がオンライン化されています。この「食品衛生等申請等システム」で実際に入力してみると、以前の書面申請に比べ入力する内容も多く、添付ファイルのアップロードなどもあるため作業が煩雑になりました。

「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理」の制度化も理解し、飲食店や食品の製造等に係るお客様のサポートはとてもニーズのある業務だと思います。

静岡県行政書士会 風俗保健委員会委員
榛原支部 増田敏子

外国人関係の業務紹介

新人行政書士と先輩行政書士の質疑応答形式

新人行政書士（以下「新人」）

「入会したばかりですが、外国人関係の仕事に興味があります。業務内容について教えていただけないでしょうか？」

先輩行政書士（以下「先輩」）

「外国人関係は、行政書士業務のなかで行政書士がほぼ初めから最後まで行政書士の資格だけで完結できる業務です。」

新人「それでも、業務内容について知識が必要と思います。もう少し、具体的に教えてください。」

先輩「それでは大まかな流れを説明します。まず、外国人が日本に入国、滞在そして出国というのが大まかな流れです（図1参照）。

図1

| ①入国 | ② 滞在 | | ③出国 |
|-----|----------------|------------|-----|
| | 変更 更新 永住 | 帰化 国籍取得 | |
| | | | |

①の場面で外国人を入国させるには、日本に住んでいる誰かが外国人を入国させる必要があります。この手続きを申請取次できるのが行政書士です。

②の場面でもほぼ同じです。日本に入国した後、様々な出来事が考えられます。その一つ一つの行政手続きをとおして、お手伝いができる資格が行政書士なのです。」

新人「ますます興味がわいてきました。すべてを理解するのは難しいと思いますが、主要なところを簡単に説明していただけますか？」

先輩「入口の基礎的なところを理解する必要がありますので、その点をお話します。外国人が日本に入国するには、大きく分けて、働くか、生活するか、学ぶか、の3種類です（図2参照）。

図2

| 働く場合の在留資格 | 生活する場合の在留資格 | 学ぶ場合の在留資格 |
|----------------|-------------|-----------|
| A 技術・人文知識・国際業務 | 日本人の配偶者等 | 留学 |
| B 経営・管理 | 定住者 | 研究 |
| C 技能 | 永住者 | その他 |
| D その他 | その他 | |

まず、『働く場合』、ア) 誰かに雇われる必要があるのがA及びCの在留資格です。そのためには、実際働く場所等の事実が必要です。イ) 自分で起業して人を雇うのがBです。当然、お金、オフィスの場所等の準備が必要です。次に、『生活する場合』、代表的なものが日本人の配偶者等です。簡単に言えば日本人と結婚した外国人です。ただ、日本人同士の婚姻と全く同じ手続きだけで済むというわけではありません。最後に、『学ぶ場合』です。これは学生と考えればそれで良いでしょう。」

新人「まずは、基本的な点を重点的に理解したいと思います。」

先輩「そのとおりだと思います。外国人関係は理解すればするほど、奥が深いものです。また、時々刻々法令も変わっていきます。それゆえ、行政書士の果たす役割が大きくなっています。」

新人「最後に、基本を重視して日々自己研鑽に努める

つもりですが、何か他のアドバイスがありますか?」

先輩「まずは基礎的なもの、背伸びをせずに物事を単純化して考えることです。そして、自分一人でなんでも解決してはいけません。また、業務が面白いがゆえにはまってしまう危険があります。自己満足も依頼者のためにはならないでしょう。そのためには、支部の仲間、先輩や本会をおおいに利用することをお勧めします。国際委員会も本会の一機関です。加えて、本会では各種行政協力を行っています。そのような制度を上手く活用して知識を深めることだと思います。」

突然依頼がきても慌てることなく、先輩行政書士に相談しながら仕事を引き受けられれば良いと思います。

まずは、その外国人の在留目的が、仕事なのか、生活なのか、学びなのか、を考えて依頼者の話を良く聞くことだと思います。」

以上

(国際委員会 野口 弘宣)

仕事に役立つIT活用

第15回 「PDFファイルの結合」

広報委員会 柴 友理

書類を作成していて「このPDFファイルとこのPDFファイルを1つにまとめたい！」と思ったことはありませんか？でもPDF編集ソフトを持ってないし、頻繁に使うわけではないからソフトを購入するのも…とお悩みの方にぜひ、HP上のオンラインで手軽にPDFを加工できる『iLovePDF』をご紹介します。

ファイルの結合だけでなく、分割などもできるのでぜひご活用ください！

I ❤️ PDF とは

無料で使えるオンラインツールで、PDFの編集をすることができます。ソフトを購入してインストールする必要がなく、ある程度の機能が利用できるので、気軽に使用することができます。

ただし手軽なオンラインツールではありますが、インターネット上にデータをアップロードすることになるので、完全に安全とは言えません。アップロードしたファイルを第三者に見られたり、インターネット上で編集する時にウイルス感染したりといった危険性は十分にあります。重要な文書についてはアップロードしないなど、十分に気を付けて使用するようにしてください。

使い方

①コチラのURLにアクセスする→ https://www.ilovepdf.com/ja/merge_pdf

②『ここにPDFをドロップして下さい』の部分に、結合したいPDFファイルを結合したい順番にドロップして入れていきます。

また、『PDFファイルを選択』のボタンを押し、結合したいPDFファイルを順番通りに選択しても同様にアップロードされます。



このような形でPDFファイルがアップロードされました。順番を変えたい場合は、ファイルをドラッグすれば簡単にに入れ替えることができます。

③上の画面の『PDF結合』ボタンをクリックすると次の画面に移ります



『結合されたPDFのダウンロード』ボタンをクリックし、ファイル名と保存先を指定して保存すれば、結合ファイルの出来上がりです！！

※結合だけでなく、分離・圧縮・変換などもできるので、ぜひお試しください。

2022年最新版。今さら聞けないビジネス用語

広報委員会 菊池 美弥

ビジネス用語は日々新しいものが生み出されています。

意味が分からなくて会話が通じなかったり、使ってはいるものの実ははっきりと理解していなかったり、という人もいるのではないでしょうか？

そこで、本記事では今さら人に聞きにくいビジネス用語をまとめてご紹介。

ビジネスの現場で飛び交う用語の意味をビシッと押さえておきましょう。

バズる

「バズる」は多くの人に拡散され、注目を浴びるという意味です。特にTwitterなどのSNSで使われることが多く、「バズる」投稿はたくさんの人の目に触れるという意味があります。

Twitterだけでなく、InstagramやTikTok、Facebookなどでも「バズる」という言葉が使われており、SNS上で話題になるという意味が込められているのです。

語源が明確になっているわけではありませんが、一般的には1つの話題にハチが群がっている様子やたくさん的人に囁かれているというところから、「バズる」となったと考えられています。

「バズる」の基準は明確に決められているわけではありませんが、普段よりも反響が多いときに使うと認識しておけば問題ありません。

英語で表現するならば、It has gone viral.（とてもバズりました。）のようにbuzzではなく、viralを使うことが一般的です。

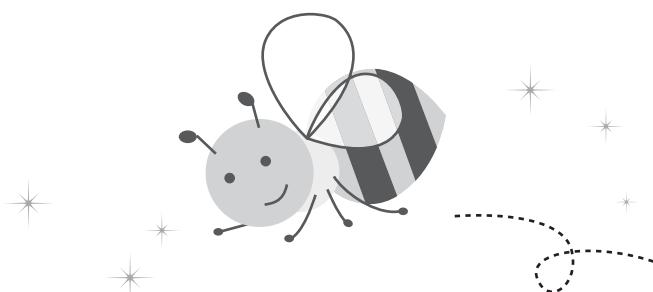
バズ・マーケティング

英語の“buzz”（「ブンブン言う」、「言いふらす」）と“marketing”（「市場調査」、「販売戦略」）の組み合わせから、意図的にクチコミを発生させ、商品やサービスを広めていくマーケティング手法のことです。近年では、SNS上のクチコミの影響力が大きく、該当するターゲット層の「インフルエンサー」に対してアプローチし、拡散を狙う手法などがあります。

日本企業やメディアが一般消費者の共感を得られる情報を提供するだけでなく、通勤・通学時間を狙うなど投稿する時間帯を特定することも重要と言われています。

バズ・マーケティングのメリットは、企業が消費者視点からの商品の魅力や評価がわかることや、お客様が商品の購入前に情報収集することで安心感を得ることができる点です。

一方バズ・マーケティングのデメリットは、不満や誤解も簡単に拡散されてしまう危険性があることや、ネガティブなイメージが広がってしまった場合イメージを変えることが困難になることです。



幸せの小箱 ~前号回答~

広報委員会 酒井佑一郎

前号『行政書士しづおか2022.NO.306春号』「幸せの小箱」内のクイズの答えが気になるということで問い合わせを頂きましたので、本号に回答と解説を掲載させていただきます。今回は、回答付きですのである程度スッキリすると思います（前号では、問題を投げっぱなしでモヤモヤさせてしまいすみません…）。もしよかったです、解いてみてください。

問題

あなたの目の前に左右の分かれ道があります。
どちらかが天国行きで、どちらかが地獄行きです。
分かれ道には門番が2人立っています。
門番は「いつも真実を言う天使」か「いつもウソをつく悪魔」のどちらかですが、外見上は見分けがつきません。
あなたは、この門番どちらか1人にYES（はい）/NO（いいえ）で答えられる質問を1度だけ行うことができます。
あなたはどのように質問すれば確実に天国行きの道を知ることができるでしょうか？

回答

片方の道を指さして、
「『この道は天国に繋がっていますか？』と、あなたじゃない方に質問したら、あなたじゃない方は『YES』と答えますか？」
と質問をして、
答えが「NO」なら指をさしたその道が、「YES」ならもう片方の道が天国へ繋がっている。

解説

質問が1度しか行えないので「どちらが天使でどちらが悪魔か」を特定したあとに、「天国への道はどちらか」を聞き出すことはできません。質問は「天使に聞いても悪魔に聞いても確実に天国への道がわかる質問」である必要があります。「いつも真実を言う天使」、「いつもウソをつく悪魔」という条件が与えられているので、両者の差異を1度の質問で消化する必要があります。

そこで、①ウソ×真実=ウソ
②真実×ウソ=ウソ

これを利用します。

天使に質問した場合、天使が「悪魔のウソ」を正直に答えるため答えは必ずウソになります。（①）

悪魔に質問した場合、悪魔が「天使の真実の答え」にウソをつくため答えは必ずウソになります。（②）

上記の回答を表にしてみます。

天使に質問した場合

| | 指さした道が天国の場合 | 指さした道が地獄の場合 |
|--------------|-------------|-------------|
| じゃない方（悪魔）の答え | NO | YES |
| 最終的な答え | NO | YES |

悪魔に質問した場合

| | 指さした道が天国の場合 | 指さした道が地獄の場合 |
|--------------|-------------|-------------|
| じゃない方（悪魔）の答え | NO | YES |
| 最終的な答え | NO | YES |

結果どちらに質問してもウソの答えが返ってくるので答えが「NO」ならその道に、「YES」ならもう片方の道に進めば天国にいけるわけです。

別解

片方の道を指さして、
 「『この道は天国に繋がっていますか？』と、あなたに質問したらあなたは『YES』と答えますか？」
 と質問をして、
 答えが「YES」ならその道が、「NO」ならもう片方の道が天国へ繋がっている。
 これも正解です。

別解解説

別解で利用するのは「二重否定」というテクニックです。

③真実×真実=真実

④ウソ×ウソ=真実

「ウソのウソは本当」ということですね。

では上の回答を見ていきましょう。

天使に質問した場合（③）

| | 指さした道が天国の場合 | 指さした道が地獄の場合 |
|-----------------------------------------------|-------------|-------------|
| この道は天国に繋がっていますか？ | YES | NO |
| 『この道は天国に繋がっていますか？』と、あなたに質問したらあなたは『YES』と答えますか？ | YES | NO |

天使に質問した場合、いつも真実を言うのでYESという答えが返ってきた場合、指さした方の道が天国となります。

悪魔に質問した場合（④）

ここがポイントです。悪魔に質問した場合を表にするところなります。

| | 指さした道が天国の場合 | 指さした道が地獄の場合 |
|-----------------------------------------------|-------------|-------------|
| この道は天国に繋がっていますか？ | NO | YES |
| 『この道は天国に繋がっていますか？』と、あなたに質問したらあなたは『YES』と答えますか？ | YES | NO |

指さした方の道が天国行きの道の場合、悪魔は1番目の質問に「NO」と答えます。

そして、悪魔が2番目の質問に正直に答えるなら2番目の質問の答えも「NO」になるはずです。

しかし、悪魔は常にウソをつきます。「NO」になる質問の答えを「NO」と答えることはできません。

すなわち、2番目の質問に対しても逆のことを答えるため、悪魔が最終的にこちらに答えてくるのは「YES」という回答になります。

指さしたのが地獄行きの道の場合も同様です。

悪魔に聞いた場合も「YES」という答えが返ってきたらその道へ進めば天国にたどり着きます。

1度の質問で天使or悪魔いずれに質問した場合も「YES」ならその道が、「NO」ならもう片方の道が天国行きの道であるということが分かるようになりました。

最後に

「門番のどちらが天使なのか、悪魔なのか」ということは最後まで分かりませんが、とにかくこの手順で天国への道が分かります。

どちらの回答にも共通で1度の質問内に2つの命題を入れるというテクニックが必要になります。論理クイズではよくある思考方法なので記憶の隅に留められれば、知人に問題を吹っ掛けられたときに役に立つこともあるかもしれません。

幸せの小箱 ~Felice Coffret~

広報委員会 柴 友理



広報委員おすすめの本やDVD、業務に役立つグッズ等をご紹介します。

コーヒーブレイクのお供に。忙しかった一日の締めくくりに。

皆様に幸せをお届けする小箱をそっと開いてみてください。

クラシック音楽は聴かれますか？

お店や病院などでBGMとして流れていることが多いクラシック音楽ですが、『聴こう！』と思って聴くことはそうないかもしれません。いい曲だなあと思ってもタイトルは？？？ではないでしょうか。

では「アイネクライネナハトムジーク」はどうでしょう？タイトルも有名なので、誰でもどこかで聞いたことのある『タン・タ・タン・タ・タタタタタ～♪』というメロディが思い浮かぶかと思います。

実はこの聞き覚えのある「アイネクライネ」は第1楽章で、その続きが第2楽章・第3楽章・第4楽章まであるんです！私はこのアイネクライネの第3楽章・第4楽章がテンポもよくてキレイなメロディでお気に入りです。

クラシック音楽を聴くと、リラックスしたりストレス解消に効果があると言われています。事務所で流すと業務の作業効率がアップしたり、交渉をスムーズに進める効果があるかもしれません。

お気に入りの一曲を見つけて、事務所のBGMとして流すのはいかがですか？



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

ちなみに、クラシック音楽は3～4楽章編成のものが多いです。

そして第1楽章は速い曲、第2楽章はゆったりした曲、第3楽章は踊りたくなるようなテンポの曲、第4楽章は速い曲といったような特徴があります。

同じタイトルでも楽章が違うと全然感じが違うので、『ゆったりした音楽が好きなら第2楽章を』といった感じで聴いてみると、心に刺さるお好みの1曲が見つかるかもしれません！！

もしよかったらこの機会にぜひ「アイネクライネ」の第3楽章・第4楽章を聴いてみて下さい♪クラシックではないですが、NHKの大河ドラマ「鎌倉殿の13人」のオープニング曲も（個人的な感想ですが）気合の入るとっても素敵な曲です♪

掲示板

「第27回 会員写真コンクール」
作品募集中!!

**今年度も、恒例の“写真コンクール”を開催します。
皆様の力作、お待ちしております。**



第26回（令和3年度） 会長賞受賞作品
「近場でリゾート気分」 静岡支部 前田 芳秀会員

= 募集要項 =

- テーマ………自由
- 締め切り………令和4年11月30日
- サイズ………キャビネ大又は2Lサイズ
データ（1作品2MB未満、jpg形式）でも可能。本会メールアドレスに添付ファイルでお送りください。
- 賞 ………会長賞、優秀賞、入賞、佳作
来年度の定時総会において、表彰いたします。
- 選考……………常任理事会にて、厳正に審査を致します。
- 結果発表……………受賞作品及び受賞者名は『行政書士しづおか』新春号（令和5年1月末発行予定）に掲載予定です。
- 留意点……………応募作品は返却しません。
 - ・人物が被写体の作品は、応募者の責任において了解が得られているものとみなします。
 - ・入賞作品の著作権は撮影者に帰属しますが、静岡県行政書士会が広報誌、印刷物、ホームページなどに使用する権利を保有します。
 - ・応募作品は、未発表の作品に限ります。
 - ・応募作品は、日本国内で撮影されたものに限ります。
 - ・撮影後、1年以内の作品に限ります。
 - ・1名につき、2作品までの応募を受け付けます。
 - ・会報誌掲載にあたり、画角等を変更させて頂く場合があります。
- 送付先……………静岡県葵区駿府町2番113号 静岡県行政書士会 写真コンクール係
E-Mail shizuoka@sz-gyosei.jp 見出しに[写真コンクール]と明記
※必ず支部名・氏名を明記してください。
また、作品毎にタイトルを付けてください。撮影場所の説明なども記入してください。

Bulletin board

掲示板

投稿記事募集のお知らせ

広報誌「行政書士しづおか」では皆様からの投稿記事をお待ちしております。

下記ガイドラインをご確認のうえ、静岡県行政書士会事務局宛に電子メールまたは郵送にてお送りください。

【記事投稿基本指針】

静岡県行政書士会会員が広く自身の作品を発表できる場として広報誌を有効活用していただくための基本指針を定めます。

ジャンルは特に定めません。業務に関係するもの、個人的趣味に関するものなど何でも結構ですが、投稿者のオリジナル記事としてください。

他人の記事を引用する場合には、引用の範囲及び引用である旨を明確にしてください。

記事のボリュームは最大で2000文字程度、写真の添付は最大5枚となります。

【下記に該当する記事の投稿はおやめください】

- ・他人の著作権、商標権、肖像権など第三者が有している権利を侵害している記事
- ・すでに他のメディアで掲載又は発表されている記事
- ・他人への誹謗中傷や、個人が特定されるような記事
- ・守秘義務違反になるような記事
- ・違法な情報またはわいせつな内容、根拠のないうわさ話を含む記事
- ・投稿者や特定の第三者の営利目的のための記事
- ・政治活動に関わる投稿、選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する運動、及び公職選挙法に抵触する記事
- ・特定の宗教の布教・勧誘を目的とする記事

【記事投稿に関し承諾いただきたいこと】

上記に該当する記事、または広報誌に掲載することがふさわしくないと広報委員会または常任理事が判断した場合は掲載を見合わせることがあります。

記事については広報委員会が誤字脱字、分かりにくい表現などを修正する場合があります。

郵送にてお送りいただいた記事、写真の返却はできかねます。

送付先…静岡県葵区駿府町2番113号 静岡県行政書士会 投稿記事募集係

E-Mail shizuoka@sz-gyosei.jp ※必ず支部名・氏名を明記してください。

静岡県行政書士会会員、行政機関に広くアピールできる広報誌をぜひ活用してください。

令和4年度ソフトボール・グラウンドゴルフ
大会は中止となりました。

6月11日(土)に天竜川運動公園で開催を予定していた令和4年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会は天候不良が予想されたため中止となりました。

コロナ禍により開催されなかった一昨年・昨年に続き、これで三年連続の未開催となります。

静岡県行政書士会の夏季休暇は以下になります。

8月10日(水)

12日(金)

15日(月)

通常の事務処理は16日以降の対応となります。
ご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。

Bulletin board

掲示板

静岡県行政書士会令和3年度監査会

日 時：令和4年4月13日水曜日

場 所：静岡県行政書士会館3階会議室

出席者：平岡会長、土田副会長、渡邊副会長

児島副会長、五條副会長、中山副会長

鈴木副会長、神木常任理事、田畠常任理事

鈴木常任理事、戸本常任理事、内山常任理事

中山誠代表監事、中山富美雄監事

大石監事、伊藤経理委員会委員長

白井経理委員会副委員長

長谷川経理委員会委員



会計監査及び業務監査が行われ、正確かつ適正に執行されていることが確認されました。

静岡県行政書士政治連盟令和3年度監査会

日 時：令和4年4月13日水曜日

場 所：静岡県行政書士会館3階会議室

出席者：児島会長、平岡副会長、土田副会長

渡邊副会長、中山副会長、鈴木副会長

五條幹事長、神木副幹事長、田畠副幹事長

鈴木副幹事長、戸本副幹事長

内山亮副幹事長、中山富美雄会計監査代表

大石会計監査、中山誠会計監査

伊藤経理委員会委員長

白井経理委員会副委員長

長谷川経理委員会委員



会計監査及び業務監査が行われ、正確かつ適正に執行されていることが確認されました。

Bulletin board

会員の動静 新入会員

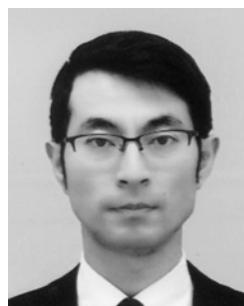
こ いけ たくみ
小 池 匠

静岡支部

令和4年4月1日
 行政書士法人NCP 静岡事務所
 静岡市駿河区南町10番6号
 村上駅南ビル2階
 〒 422-8067
 TEL 054-289-7676
 FAX 054-289-7677

〈コメント〉

法人で相続・遺言を中心に業務を行っております。
 何卒宜しくお願ひ致します。

おか だ とも ひろ
岡 田 智 大

静岡支部

令和4年4月2日
 岡田行政書士事務所
 静岡市葵区駒形通五丁目2番
 20号

〒 420-0042
 TEL 054-292-4540
 FAX 054-292-4541

〈コメント〉

法令及び実務に精通し、依頼人の理想の実現に努め
 ていきたいと思います。よろしくお願ひ致します。

いけ がみ こう じ
池 上 浩 司

清水支部

令和4年4月2日
 行政書士池上事務所
 静岡市清水区興津中町1150
 プレアマールⅠ 105号
 〒 424-0204
 TEL 080-8079-8597
 FAX 054-369-3180

〈コメント〉

既に還暦を過ぎている新入会員です。皆様、是非お
 年寄りを大切にして下さい。

かつ また たすく さ
かつまた 佐 勝 亦

三島支部

令和4年4月15日
 かつまた行政書士事務所
 三島市谷田1665-116

〒 411-0801
 TEL 080-5155-5566

〈コメント〉

業務を通じて係った方々が笑顔になれる様、思いや
 りの心を持って精進してまいります。

しん ば たけ ひろ
棟 葉 岳 洋

富士支部

令和4年4月15日
 行政書士事務所 ふじ和
 富士市横割5丁目3番18号

〒 416-0944
 TEL 0545-63-8118
 FAX 0545-62-0960

〈コメント〉

土地行政、高齢者福祉の経験を活かして頑張ります。
 よろしくお願ひいたします。

まつ した ひろ ゆき
松 下 弘 幸

清水支部

令和4年4月15日
 行政書士はづき事務所
 静岡市清水区下野北7番16号

〒 424-0021
 TEL 054-340-3663
 FAX 054-340-3663

〈コメント〉

諸先輩が築き上げてきました信用を大切にして業務
 を行ってまいります。



まつ し た あ き 彰 則

中遠支部

令和4年4月15日
松下彰則行政書士事務所
袋井市春岡266番地の6

〒 437-0122
TEL 0538-48-6082
FAX 0538-48-7935

〈コメント〉

このたび入会させていただきました。若輩者ではございますが、よろしくお願ひいたします。



かわ と ゆう 勇 士

中遠支部

令和4年4月15日
行政書士あくろ事務所
磐田市安久路二丁目36番地13

〒 438-0017
TEL 050-3559-8924
FAX 050-3488-6975

〈コメント〉

お客様に寄り添った最上のサービスを提供できるよう日々努めて参ります。



ご と う な お み

掛川支部

令和4年4月15日
行政書士事務所 縁-ENISHI-
掛川市城西2丁目4番10号

〒 436-0054
TEL 090-4469-1327

〈コメント〉

相談者に寄り添った業務を心がけて参ります。よろしくお願ひいたします。



か と う こ う い ち

富士宮支部

令和4年5月1日
加藤今北行政書士事務所
富士宮市杉田1080番地の8

〒 418-0021
TEL 080-1550-8347
FAX 050-3174-4381

〈コメント〉

薬事申請と補助金関連の業務を中心にやっていきたいです。よろしくお願ひします。



ぶ か わ し ゆ う 武 川 翔

掛川支部

令和4年5月1日
武川翔行政書士事務所
御前崎市池新田4826番地の1

〒 437-1612
TEL 0537-85-8041
FAX 0537-28-7013

〈コメント〉

国民の権利利益の実現の為に頑張ります。



は や し ゆ う た 木 祐 太

静岡支部

令和4年5月1日
行政書士児島良孝事務所
静岡市葵区瀬名中央二丁目6番6号

〒 420-0916
TEL 054-265-1155
FAX 054-265-1153

〈コメント〉

講習会等に積極的に参加し、一人前の行政書士になれるように頑張りたいです。

おおたにのりひろ
大谷憲弘

西遠支部

令和4年5月1日
行政書士おおたに事務所
浜松市北区引佐町井伊谷
3368番地
〒 431-2212
TEL 090-4863-1584
FAX 050-3385-8365

〈コメント〉

行政書士として恥ずかしくない、誠実な対応で業務
にあたりたいです。

すずもりこうすけ
鈴森功亮

富士支部

令和4年5月1日
鈴森行政書士事務所
富士市増川495番地の17

〒 417-0815

TEL 080-4068-0746
FAX 0545-50-9383

〈コメント〉

富士支部で新入会員となりました鈴森功亮です。地
元で頼りにされるような行政書士をめざします。

やまもとよしひこ
山本芳彦

掛川支部

令和4年5月1日
行政書士山本芳彦事務所
掛川市子隣283番地の46

〒 436-0013
TEL 070-8578-6961

〈コメント〉

補助者としての20年間の経験をベースに、新たな分
野に挑戦していきたいと考えています。

すずきひろゆき
鈴木寛征

富士支部

令和4年5月15日
鈴木寛征行政書士事務所
富士市厚原1928番地の5

〒 419-0201

TEL 090-8951-1952
FAX 0545-73-0503

〈コメント〉

土地家屋調査士との兼業になりますが、初心を忘れ
ず、日々精進して参ります。

にのみや ももえ
二ノ宮百恵

三島支部

令和4年5月15日
行政書士二ノ宮登事務所
三島市佐野321番地の3

〒 411-0047
TEL 055-993-1817
FAX 055-993-1921

〈コメント〉

補助者として父の業務に携わっていましたが、今年
からは行政書士として日々精進していく所存です。

きむられいか
木村麗香

富士支部

令和4年5月15日
こでまり行政書士事務所
富士市瓜島町145番地
コープ栄座305号

〒 417-0057

TEL 090-6926-5855

〈コメント〉

何分未熟ですので、ご指導、ご鞭撻のほど、よろし
くお願ひいたします。



山本高司

西遠支部

令和4年6月1日
行政書士事務所ののは
浜松市東区天王町1211番地1

〒 435-0052
TEL 053-401-9460
FAX 053-401-9233

〈コメント〉

72才になり、長年の教職経験を生かし、奉仕の精神で地域の人々のために貢献していきたい。

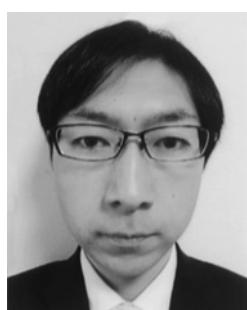


福井規晃

西遠支部

令和4年6月1日
福井行政書士事務所
浜松市北区初生町1005番地の1

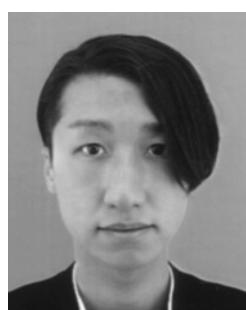
〒 433-8112
TEL 053-555-3317
FAX 053-437-3754



林聖太

静岡支部

令和4年6月1日
行政書士法人F&PartnersCENTRAL 静岡事務所
静岡市葵区黒金町11-7
大樹生命静岡駅前ビル7階 H号室
〒 420-0851
TEL 054-260-7900
FAX 054-260-7930



永野将太

静岡支部

令和4年6月1日
行政書士永野将太
静岡市葵区住吉町二丁目17番地
の6

〒 420-0016
TEL 080-5127-9122

〈コメント〉

新入会員の永野将太です。公正誠実に職務を行い、お客様の期待に応えたいと思います。



青野敏郎

静岡支部

令和4年6月1日
行政書士あおの事務所
静岡市葵区東千代田2-26-48
〒 420-0801
TEL 054-263-7733
FAX 054-263-7733

〈コメント〉

遅れて来た新人ですが人生経験だけは豊富です。この業に精励する所存であります。



後藤太郎

静岡支部

令和4年6月1日
行政書士後藤事務所
静岡市葵区大岩四丁目20番28-203号

〒 420-0886
TEL 080-9496-7917
FAX 054-294-8908

〈コメント〉

地域の皆様に信頼していただける行政書士を目指します。よろしくお願い致します。



やま なか かづ のり
山 中 一 哲

西遠支部

令和4年6月1日
山中一哲行政書士事務所
浜松市西区西都台町9番10号

〒 432-8071
TEL 053-440-0832
FAX 053-440-0832

〈コメント〉

土地家屋調査士との兼業になります。関連業務を主に誠心誠意頑張っていきたいと思っています。



なが おか みち こ
長 岡 路 子

富士支部

令和4年6月1日
長岡行政書士事務所
富士市青葉町498番地

〒 416-0952
TEL 0545-65-4011
FAX 0545-65-4012

〈コメント〉

土地家屋調査士との兼業になります。関連業務を主に誠心誠意頑張っていきたいと思っています。



たか ぎ すすむ
高 木 進

中遠支部

令和4年6月1日
高木行政書士事務所
磐田市今之浦5丁目8番12
コーポラス・フジ103

〒 438-0071
TEL 0538-84-9447
FAX 0538-84-9448

〈コメント〉

地域社会に貢献出来るよう精進して参ります。



きょう ごく たつ み
京 極 達 己

富士宮支部

令和4年6月1日
京極行政書士事務所
富士宮市三園平993番地

〒 418-0004
TEL 090-5110-3961
FAX 050-3172-9972

〈コメント〉

「案ずるより産むが易し」が好きな言葉です。よろしくお願ひいたします。



むら かみ やすし
村 上 靖

伊豆支部

令和4年6月1日
行政書士村上事務所
伊東市宮川町2丁目1番5号

〒 414-0036
TEL 0557-36-0581
FAX 0557-52-4521

〈コメント〉

地域と行政との懸け橋になれるよう精進します。よろしくお願ひいたします。



たか だ かず ゆき
高 田 和 幸

榛原支部

令和4年6月1日
行政書士高田和幸事務所
御前崎市御前崎103-56

〒 437-1621
TEL 0548-51-0011
FAX 0548-51-0093

〈コメント〉

御前崎の高田和幸です。剣道は七段ですが、行政書士は初心者です。ご指導よろしくお願ひします。

法人成り

| | | | |
|-----------|--------------|---------|---------------------------|
| 登記年月日 | R 4.4.1 | 支 部 | 静岡 |
| 主たる事務所の名称 | 行政書士法人かぐや | フ リ ガ ナ | ギョウセイショシホウジンカグヤ |
| 〒 | 420-0037 | 所 在 地 | 静岡市葵区人宿町一丁目4番地の6 GOTOビル3F |
| T E L | 054-653-5507 | F A X | 054-653-5517 |
| 代表社員 | なし | 社 員 | 斎藤 誠・鈴木 志歩 |

| | | | |
|-----------|--------------|---------|------------------|
| 登記年月日 | R 4.5.2 | 支 部 | 西遠 |
| 主たる事務所の名称 | 行政書士法人ふたば | フ リ ガ ナ | ギョウセイショシホウジンフタバ |
| 〒 | 432-8044 | 所 在 地 | 浜松市中区南浅田二丁目2番11号 |
| T E L | 053-442-1607 | F A X | 053-545-6377 |
| 代表社員 | なし | 社 員 | 下位 彩緒理・鈴木 伸明 |

廃 業

| 氏名又は名称 | 支 部 | 事 務 所 | 廃業年月日 |
|--------|-----|-------------------|----------|
| 佐 藤 薫 | 静 岡 | 静岡市駿河区国吉田2丁目6番45号 | R 4.4.11 |

訃報 謹んでご冥福をお祈りいたします。

| 氏 名 | 支 部 | 事 務 所 | 廃業年月日 |
|---------|-----|----------------------------------|----------|
| 鈴 木 靖 之 | 静 岡 | 静岡市葵区三番町15番地の1 オブリージュ三番町レジデンス108 | R 4.4.9 |
| 松 本 直 | 掛 川 | 菊川市赤土1464番地の7 | R 4.6.7 |
| 佐々木 智 子 | 裾 野 | 裾野市葛山758番地の7 | R 4.6.13 |
| 山 田 治 雄 | 熱 海 | 熱海市清水町15-15 | R 4.7.1 |

| | |
|--------------|--------|
| 会員数 | 1,537名 |
| 令和4年6月30日 現在 | 24法人 |

※お詫び

会報R 4.4月号 (No.306)

前号掲載の渡邊あゆ子会員のコメントが未掲載でした。
申し訳ありませんでした。

「未熟者ながらも、日々精進する所存ですので宜しく
お願いします。」

会議議事内容

令和3年度 第15回 常任理事会

開会日：令和4年3月26日(土)

1. 議事

(1) 協議事項

- ア 日行連会長表彰候補者の推薦について
基準に該当する15名の推薦を決定
- イ 令和4年度定時総会開催方法について
5月20日(金) 顕彰年 オークラアクシティ
ホテル浜松
懇親会の実施及び一部来賓の招待、日程、役務担当、打合せ等について協議
- ウ 4月13日令和3年度期末監査会について
業務監査に備え出席メンバーを決定
- エ 令和3年度事業報告について
内容確認、相談員等派遣事業を詳細報告に加え、次回常任理事会へ
- オ 令和4年度事業計画案について
内容確認、次回常任理事会へ
- カ 令和4年度収支予算書案について
予算案の内容を協議、次回常任理事会へ
- キ 令和4年度職員給与について
令和4年度個々の職員給与金額を決定

(2) 予算執行状況報告

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

報告

- ウ 職務上請求書不正請求の再発防止策及びコンプライアンス研修義務化について
日行連総務部長会議での議事内容を報告
- エ コスマス静岡の令和2・3年度実績報告
実績を報告
- ③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 綱紀案件について
現況を報告、対応を協議
 - イ 令和4年度定時総会について
開催通知、議案書送付文書及び質疑通告書等の各案、来賓等を決定
 - ウ ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について
開催要綱、令和4年度大会実施要領を検討
 - エ 災害時行動計画について
災害時行動計画の内容を検討
 - オ 委員会の予約について
HPからの委員会会場予約は定時総会終了後に一斉に解禁することを決定
 - カ 令和4年度第1回理事会議題の検討
日時：令和4年4月8日(金)
受付：13時30分 会議14時
会場：レイアップ御幸町ビル 6-D (ハイブリット方式)

報告事項

- 70周年記念式典及び記念講演について
マイナンバーカードの代理申請手続き事業について
- 生活衛生業専門家派遣支援事業について
令和3年度新入会員特別研修会について
- 住民基本台帳法の改正に係る職務上請求書を使用した戸籍の附票の写しの請求に関する取扱について
- 東京運輸支局への封印取付委託申請について
- 静岡県業務功労表彰候補者の推薦について
日行連会長表彰候補者の推薦について

令和4年度 第1回 常任理事会

開会日：令和4年4月6日(水)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告（令和4年3月4日～4月5日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア マイナンバーカード委託事業の継続について
令和4年度までの事業延長を報告
 - イ 静岡県不動産流通活性化協議会の解散について
平成26年より参加していた協議会の解散を

協議事項

- 令和4年度定時総会について
- 令和4年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について
- 令和4年度主な会務日程及び委員会の予約について

議案の審議

- 第1号 令和3年度事業及び会務報告について
- 第2号 令和3年度収支決算報告について
- 第3号 令和4年度事業計画（案）について
- 第4号 令和4年度収支予算書（案）について
- 第5号 会費免除申請について

理事会構成員による自由討議

(3) 議案の審議

- ア 令和3年度事業及び会務報告について
全会一致で幹事会への上程を決定
- イ 令和3年度収支決算報告について
全会一致で幹事会への上程を決定
- ウ 令和4年度事業計画（案）について
全会一致で幹事会への上程を決定
- エ 令和4年度収支予算書（案）について
全会一致で幹事会への上程を決定
- オ 会費免除申請について
全会一致で幹事会への上程を決定

(4) その他の事項**2. その他 常任理事会構成員による自由討議****令和4年度 第2回 常任理事会**

開会日：令和4年5月9日(月)

1. 議事**(1) 報告**

- ① 会務報告（令和4年4月6日～5月8日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 生活衛生事業者への専門家派遣事業
4月分依頼件数 43件（計592件）
 - イ 令和4年度経営規模等評価審査の事前審査
業務委託契約締結について
契約書を示して締結を報告

ウ 黄綬褒章の受賞者について

静岡支部 岩瀬喜臣会員

③ 日行連報告**(2) 協議事項**

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 紹介案件について
現況を報告、対応を協議
 - イ 令和4年度定時総会について
進行、質疑通告書への回答者等を検討
 - ウ ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について
現地確認の結果を報告、協力を依頼
 - エ コスモス成年後見サポートセンター入会希望者の推薦について
入会希望者全員の推薦を決定
 - オ 会館の駐車場の使用について
災害対策として避難経路、玄関等のガラス飛散防止対応を確認
 - カ 日程調整について
単位会総会等の出席者を決定
 - キ 令和4年度第2回理事会議題の検討
日時：令和4年6月8日(水)
受付：13時30分 会議14時
会場：もくせい会館「富士ホール」
報告事項
黄綬褒章の受賞者について
令和4年度定時総会出席者報告
令和4年度特定行政書士研修について

協議事項

- 令和4年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について
- 令和4年度行政書士試験について
- 議案の審議
 - 第1号 会則施行規則様式の一部変更について
 - 第2号 届出職印証明規程の一部改正について

その他の事項

理事会構成員による自由討議

- ク 令和4年度第1回支部長協議会議題の検討
日時：令和4年6月24日(金)
受付：13時30分 会議14時
会場：静岡商工会議所会館5階「ホール」

報告事項

- 黄綬褒章の受章者について
- 令和4年度定時総会出席者報告
- 令和4年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について
- 令和4年度特定行政書士研修について
- 提案・要望事項
- 令和4年度広報月間について
- 令和4年度行政書士試験について
- その他の事項
- 支部長協議会構成員による自由討議

(3) 議案の審議

- ア 会則施行規則様式の一部改正について
全会一致で幹事会への上程を決定

(4) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和4年度 第3回 常任理事会

開会日：令和4年6月6日(月)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告（令和4年5月9日～6月5日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
- ア 令和4年度行政書士試験場責任者の推薦等について
試験場責任者 渡邊副会長
試験説明会 11月5日(土)静岡商工会議所会館
行政書士試験 11月13日(日)静岡県立大学
- イ 災害支援相談員コミュニケーションツールの開設
チャットワークのグループ作成を報告
- ウ 令和4年度第1回新入会員特別研修会について
8月26日(金) もくせい会館「第1会議室」
- エ 令和4年度定時総会の出席者について
当日の出席者を報告
- オ マイナンバーカード代理申請事業について
作業部会での重点市町への働きかけの状況等を報告

カ SBSプロモーションとの契約について
令和4年度広報活動として題字下広告及び
第一テレビでのCM放送を報告

キ 静岡県空き家対策推進協議会について
5月25日に正式に解散したと報告

ケ 会館駐車場ポールの当て逃げ事故及び会館
幹線交換工事について
各種工事の状況等を報告

(3) 日行連報告

(2) 議案の審議

- ア 会則施行規則様式の一部改正について
全会一致で幹事会への上程を決定
- イ 役員選任規程の一部改正について
全会一致で幹事会への上程を決定
- ウ 届出職印規程の一部改正について
全会一致で幹事会への上程を決定

(3) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 紹介案件について
現況を報告、対応を協議
 - イ ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について
6月11日(土)天竜川運動公園
次第および役務担当等を説明、協力を依頼
 - ウ 災害時行動計画について
災害時行動計画案を了承
 - エ 安否確認の実施について
8月22日から9月4日までの実施を決定
 - オ 会員の行う無料相談会チラシについて
非行政書士による行政書士法違反の表現内容について確認
 - カ 堀野支部規約の一部改正について
一部を承認、一部は次年度支部総会での見直しを求ること決定
 - キ コスモス成年後見サポートセンター入会希望者の推薦について
希望者の推薦を決定
 - ク 令和4年度第2回理事会議題の検討
日時：令和4年6月8日(水)
受付：13時30分 会議14時
会場：もくせい会館「富士ホール」
報告事項
令和4年度定時総会出席者報告
令和4年度特定行政書士研修について

災害時行動計画について
 マイナンバーカード代理申請事業について
 令和4年度新入会員特別研修会について
 協議事項
 令和4年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について
 令和4年度行政書士試験について
 議案の審議
 第1号 会則施行規則様式の一部変更について
 第2号 役員選任規程の一部改正について
 第3号 届出職印証明規程の一部改正について
 その他の事項
 理事会構成員による自由討議
 ケ 令和4年度第1回支部長協議会議題の検討
 日時：令和4年6月24日(金)
 受付：13時30分 会議14時
 会場：静岡商工会議所会館5階「ホール」
 報告事項
 令和4年度定時総会出席者報告
 令和4年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について
 災害時行動計画について
 マイナンバーカード代理申請事業について
 会則施行規則様式の一部変更について
 役員選任規程の一部改正について
 届出職印証明規程の一部改正について
 本会からの提案・要望事
 令和4年度広報月間について
 令和4年度行政書士試験について
 支部規約の改正について
 支部からの提案・要望事項等
 県盛土条例について（中遠支部）
 その他の事項
 支部長協議会構成員による自由討議
 コ 静岡県議会議員への要望提出と行政懇談会について
 各種提案の方法等を検討
 サ 夏季賞与の支給について
 夏季賞与の支給を決定
 シ 事務局夏季休暇について
 夏季休暇：8月10日(木)、12日(金)、15日(月)
 ※各日2名づつ交代で出勤

※ 8月8日(月)、9日(火)、16日(火)～19日(金)
 交代で残りの1日を休日に

- (4) 予算執行状況報告
 会費納入状況一覧
 繰越差額の推移

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和3年度 第14回 常任幹事会

開会日：令和4年3月26日(土)

1. 議事

- (1) 協議事項
 ア 令和4年度定期大会について
 次第及び役務担当を決定
 イ 令和3年度運動報告について
 内容確認、次回常任幹事会へ
 ウ 令和4年度運動方針案について
 内容確認、次回常任幹事会へ
 エ 令和4年度収支予算書案について
 各種会議の負担金予算化を説明、次回常任幹事会へ

(2) 議案の審議

- ア 藤枝市議会議員選挙候補者植田裕明会員の推薦について
 全会一致で書面議決による幹事会への上程を決定
 現職（当選回数5回）・党派（藤新会）
 4月10日告示 4月17日投開票

(3) 予算執行状況報告

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和4年度 第1回 常任幹事会

開会日：令和4年4月6日(水)

1. 議事

- (1) 報告
 ① 経過報告（令和4年3月5日～4月5日）
 (2) 協議事項
 ア 令和4年度定期大会について
 開催通知及び出欠回答、議案書送付書及び質

疑惑通告書等の各案を検討

- イ 日政連会長表彰顕彰対象者の上申について
顕彰対象者である2名の推薦を決定
五條義人幹事長、田畠浩副幹事長（会計職務代理）
- ウ 5月16日竹内良訓氏静岡県議会副議長就任を祝い更なる飛躍を誓う会について
出席者等対応を決定
- エ 5月16日衆議院議員深澤陽一氏を励ます会について
出席者等対応を決定
- オ 4月8日令和4年度第1回幹事会議題の検討
報告事項
経過報告
日政連報告
協議事項
議案の審議
令和3年度運動報告について
令和3年度収支決算報告について
令和4年度運動方針（案）について
令和4年度収支予算書（案）について
第26回参議院議員通常選挙候補者の推薦について
幹事会議構成員との自由討議

(3) 議案の審議

- ア 令和3年度運動報告について
全会一致で幹事会への上程を決定
- イ 令和3年度収支決算報告について
全会一致で幹事会への上程を決定
- ウ 令和4年度運動方針（案）について
全会一致で幹事会への上程を決定
- エ 令和4年度収支予算書（案）について
全会一致で幹事会への上程を決定
- オ 第26回参議院議員通常選挙候補者の推薦について
全会一致で両候補者の推薦について幹事会への上程を決定
若林洋平氏（自由民主党推薦・新人・50歳）
平山佐知子氏（無所属・現職・51歳）

(4) その他の事項

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和4年度 第2回 常任幹事会

開会日：令和4年5月9日(月)

1. 議事

(1) 報告

- ① 経過報告（令和4年4月6日～5月8日）

(2) 協議事項

- ア 令和4年度定期大会について
進行及び質疑通告書の回答者等を検討
- イ 5月28日令和4年静岡県議会議員鈴木啓嗣氏後援会の集いについて
副会長の出席を決定
- ウ 6月9日第10回まちみがきセミナーについて
(静岡市長田辺信宏講演会)
静岡分会への出席要請を決定
- エ 6月21日衆議院議員井林辰憲氏政経セミナーについて
幹事長の出席を決定
- オ 6月14日衆議院議員城内実氏政経セミナー(都内)について
チケットの購入等対応を決定
- カ 5月17日清和政策研究会との懇親の集い(都内)について
チケットの購入等対応を決定
- キ 6月8日県議会議員中沢公彦氏県政報告会について
副会長、副幹事長の出席を決定
- ク 参議院議員選挙の応援活動について
推薦候補者を報告、応援活動への協力を依頼
- ケ 6月8日令和4年度第2回幹事会議題の検討
報告事項
経過報告
日政連報告
協議事項
参議院議員選挙の応援活動について
議案の審議
その他の事項
幹事会議構成員との自由討議
- コ 6月24日令和4年度第1回分会长会議議題の検討
報告事項
経過報告
日政連報告

| | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 協議事項 | 令和4年度定期大会出席者報告 |
| 参議院議員選挙の応援活動について | 日政連報告 |
| その他の事項 | 協議事項 |
| 幹事会議構成員との自由討議 | 参議院議員選挙の応援活動について |
| (3) 議案の審議 | その他の事項 |
| ア 参議院議員選挙日政連推薦候補者の推薦について | 幹事会議構成員との自由討議 |
| 平山佐知子氏及び若林洋平氏の推薦を決定 | (3) 議案の審議 |
| (4) その他の事項 | ア 参議院議員選挙候補者の推薦について |
| 2. その他（常任幹事会構成員による自由討議） | 山崎真之輔候補の推薦を幹事会に上程することを賛成多数で決定 |
| | (4) 予算執行状況報告 |
| | 会費納入状況一覧 |
| | (5) その他の事項 |
| | 2. その他（常任幹事会構成員による自由討議） |

令和4年度 第3回 常任幹事会

開会日：令和4年6月6日(月)

1. 議事

- (1) 報告
 - ① 経過報告（令和4年5月9日～6月5日）
 - ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 5月20日令和4年度定期大会出席者報告
当日の出席状況を報告
 - ③ 日政連報告
6月9日行政書士制度推進議員連盟並びに懇話会、令和4年度定期大会の議長候補者の推薦を報告
- (2) 協議事項
 - ア 6月14日衆議院議員宮澤博行氏サンライズセミナーについて
幹事長の出席を決定
 - イ 6月8日令和4年度第2回幹事会議題の検討
報告事項
経過報告
令和4年度定期大会出席者報告
日政連報告
 - 協議事項
参議院議員選挙の応援活動について
議案の審議
その他の事項
幹事会議構成員との自由討議
 - ウ 6月24日令和4年度第1回分会長会議議題の検討
報告事項
経過報告

令和4年度 第2回 幹事会録

開催日 令和4年6月8日(水)

1. 議事

- (1) 報告
 - ① 経過報告
令和4年4月1日から6月7日
 - ② 前回以降本日までの経過報告
 - ア 令和4年度定期大会出席者報告
出席者人数等、盛会に開催されたことを報告
 - ③ 日政連報告
- (2) 協議事項
 - ア 参議院議員選挙の応援活動について
3名へ推薦及び推薦状のお届けを報告
日政連・静政連推薦候補者
片山さつき氏（自由民主党推薦・現職・顧問）
若林洋平氏（自由民主党推薦・新人）
平山佐知子氏（無所属・現職・顧問）
- (3) 議案の審議
 - 第1号 参議院議員通常選挙候補者の推薦について
挙手多数により静政連の推薦が決定
山崎真之輔氏（現職）
- (4) 予算執行状況報告
- (5) その他の事項

2. その他（幹事会による自由討議）

報告

(3) 日政連報告

(2) 協議事項

(1) 静政連からの連絡（提案・要望）事項

ア 第26回参議院議員通常選挙の応援活動について

推薦候補者4名を報告、応援活動への協力依頼

(2) 分会からの連絡（提案・要望）事項

(3) その他の事項

2. その他（分会長会議構成員による自由討議）

開催日：令和4年6月24日(金)

1. 議題

(1) 報告

① 経過報告 令和4年4月1日から6月23日

② 静政連と分会相互の連絡調整に関する事項

ア 令和4年度定期大会出席者報告

5月20日令和4年度定期大会の出席人数を



2016年から交付が開始されたマイナンバーカードですが、その普及率は2022年4月現在で約40%ほど。思ったほど所持者が増えないこの現状を開拓すべく、国は様々な施策を打ち出しています。

日本行政書士会連合会が総務省から委託を受けた、行政書士による「マイナンバーカード代理申請手続事業」もその一つ。

市役所に行くのが大変で登録をしていない方や、パソコン・スマートフォンでの手続きが不慣れな方に代わり、行政書士がマイナンバーカード取得の代理申請を「無料」で行っています。

昨今のコロナ関連支援をきっかけに、行政書士が皆さまのお役に立てる場面が増えてきたように感じます。今後も皆さまの身近な存在であり続けたいものです。

現在「マイナンバーカード普及促進事業」展開中です！

令和4年2月より、全国の登録相談員(行政書士)がマイナンバーカード取得のための代理申請手続きを行っています。

皆様にも是非相談員登録をしていただき、お知り合いなど、身近な方のカード取得のお手伝いをお願いします。

<6月30日から申請受付開始>



県内各所で相談会や出張支援を行っていきます！

6/18(土)・19(日)
日本平動物園での出張支援風景

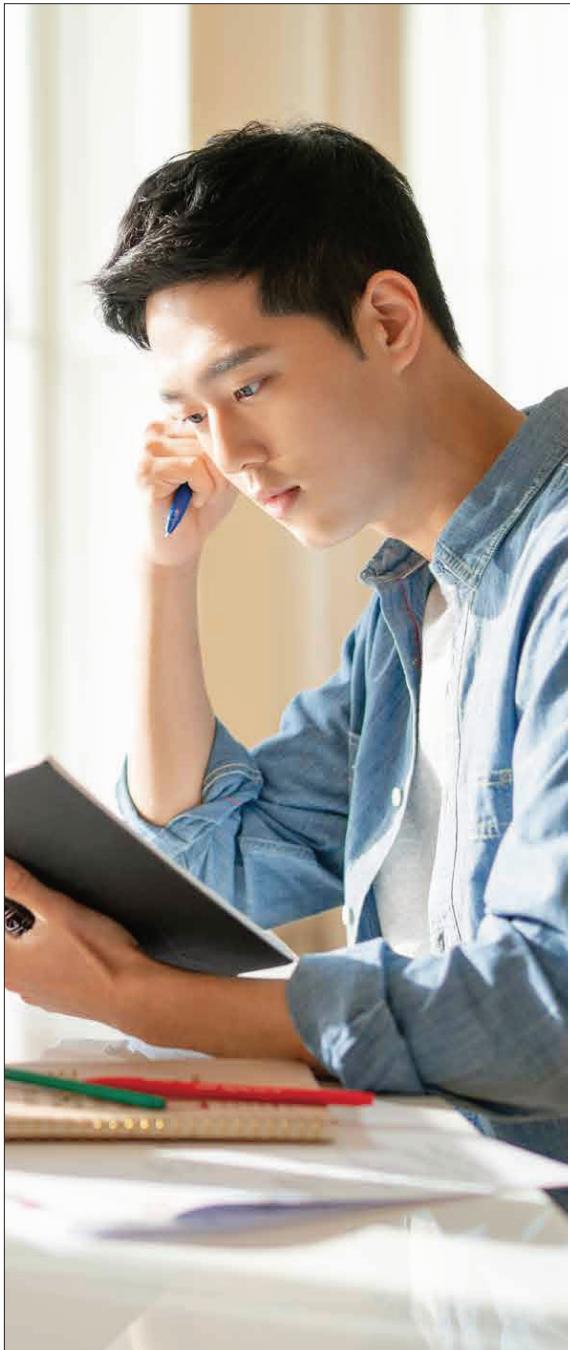


2日間で123件の申請件数がありました



総務省の委託を受けて行っている事業です(～R5.3/31)

静岡県行政書士会
マイナンバーカード推進作業部会



令和
4年度

行政書士試験



試験日 令和4年
11月13日(日)

試験案内・受験願書の配布期間

窓口配布

令和4年 7/25月 ≫ 令和4年 8/26金

各都道府県庁、各都道府県行政書士会他

郵送配布

令和4年 7/25月 ≫ 令和4年 8/19金

必着

請求先 〒252-0299 日本郵便局株式会社 相模原郵便局留
「(一財) 行政書士試験研究センター 試験課」

※7月4日(月)から受験願書の配布の請求を受け付けます。
発送は配布開始日[7月25日(月)]以降となります。

問合せ先

総務大臣指定試験機関 一般財団法人行政書士試験研究センター

■ 03-3263-7700 (試験専用照会ダイヤル)

受験願書の受付期間

インターネット
受付

令和4年 7/25月
午前9時から

令和4年 8/23火
午後5時まで

郵送受付

令和4年 7/25月 ≫ 令和4年 8/26金

当日消印有効

受験手数料

10,400円

合格発表

令和5年1月25日(水)

受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、
どなたでも受験できます。



静岡県行政書士会